

|                             |             |
|-----------------------------|-------------|
| 労働政策審議会<br>雇用環境・均等分科会（第84回） | 参考資料<br>2-1 |
| 令和7年10月2日                   |             |

令和6年版

# 働く女性の実情

厚生労働省雇用環境・均等局



## ま え が き

厚生労働省雇用環境・均等局では、昭和 28 年以来、働く女性に関する動きを取りまとめ、「働く女性の実情」として毎年紹介してまいりました。

今年は、「Ⅰ 令和 6 年の働く女性の状況」において、働く女性の実態とその特徴を明らかにするとともに、「Ⅱ 働く女性に関する対策の概況」において、厚生労働省が行っている対策について取りまとめました。そのほか、女性労働に関する各種統計資料を収録しております。

本書が、働く女性に関する問題に関心を持たれる方々の参考になれば幸いに存じます。

厚生労働省雇用環境・均等局長  
田 中 佐 智 子



## 〈本冊子で使用した資料等〉

### 1 主な資料

総務省－労働力調査、家計調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査

厚生労働省－賃金構造基本統計調査、職業安定業務統計、雇用動向調査、大学等卒業予定者の就職内定状況調査、大学等卒業者の就職状況調査、毎月勤労統計調査、家内労働概況調査、雇用均等基本調査（女性（女子）雇用管理基本調査）、労働者派遣事業報告、派遣労働者実態調査、労働組合基礎調査、人口動態統計

文部科学省－高等学校卒業予定者の就職内定状況に関する調査、高等学校卒業者の就職状況に関する調査、大学等卒業予定者の就職内定状況調査、大学等卒業者の就職状況調査、学校基本調査

内閣府－男女共同参画社会に関する世論調査、女性の活躍推進に関する世論調査

(独)労働政策研究・研修機構－データブック国際労働比較

I L O－ILOSTAT Database

O E C D－OECD.Stat

### 2 労働力調査について

- (1) 年平均の数値を用いた。
- (2) 総数に分類不能及び不詳の数を含むため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。
- (3) 「0」は集計した数値が表章単位に満たないものである。
- (4) 「－」印は該当数字のない箇所である。
- (5) 一部の数値については独自の計算をしており、総務省が公表している数値と異なることがある。
- (6) 労働力調査においては、昭和57年から5年ごとに算出の基礎となるベンチマーク人口の基準を切り替えており、それぞれ切り替えに伴う変動がある。このうち令和4年1月分結果からは、算出の基礎となるベンチマーク人口を平成27年国勢調査結果を基準とする推計人口（旧基準）から令和2年国勢調査結果を基準とする推計人口（新基準）に切り替えた。平成17年以降の一部の数値に

については、切替後のベンチマーク人口に基づいて遡及又は補正した時系列接続用数値が公表されており、本書においても、公表されている表に関しては、時系列接続用数値（平成 17 年から 21 年までの数値については、平成 22 年国勢調査基準のベンチマーク人口に基づき、平成 22 年から平成 26 年までの数値については、平成 27 年国勢調査基準のベンチマーク人口に基づき、平成 27 年から令和 3 年までの数値については比率を除き、新基準のベンチマーク人口に基づいて遡及または補正した数値）を使用している。

このため、本書の図表や付属統計表において、時系列接続用数値及び補間補正值を使用しているものと使用していないものがある。

- (7) 平成 23 年統計については、総務省において、東日本大震災の影響により 3 月から 8 月までを補完推計した参考値によって求めた値であり、平成 23 年の対前年増減は、この参考値と前年（平成 22 年）を比較して求めている。また、平成 23 年の数値（斜体の数値）は、同補完推計値について、平成 22 年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値であり、平成 24 年の対前年増減は、この値を用いて計算している（比率を除く。）。

### 3 賃金構造基本統計調査について

- (1) 5 人以上の常用労働者を雇用する民営事業所及び 10 人以上の常用労働者を雇用する公営事業所の結果を集計している。
- (2) 平成 30 年調査から常用労働者の定義が変更されている。
- 常用労働者…「期間を定めずに雇われている者」「1 か月以上の期間を定めて雇われている者」のいずれかに該当する者
- (3) 令和 2 年調査から推計方法が変更されている。
- (4) (3)に伴い、平成 18 年から令和元年は、令和 2 年と同様の推計方法を用いた結果を掲載している。
- (5) 令和 2 年調査から短時間労働者の集計要件が変更されている。

### 4 毎月勤労統計調査について

- (1) 常用労働者を常時 5 人以上雇用する事業所の調査結果による。
- (2) 実数については調査サンプル替による影響は修正されていない。
- (3) 平成 16～23 年の数値は「時系列比較のための推計値」を用いている。

- (4) 平成 30 年 1 月調査から常用労働者の定義が変更されている。

常用労働者…「期間を定めずに雇われている者」「1 か月以上の期間を定めて雇われている者」のいずれかに該当する者

## 5 雇用動向調査について

- (1) 事業所規模 5 人以上の調査結果による。  
(2) 企業規模計には官公営を含んでいる。  
(3) 平成 2 年以前は建設業を除く。  
(4) 毎月勤労統計調査の再集計の影響により、平成 27 年より再集計した値を掲載している。平成 26 年以前は再集計前の数値であり、平成 27 年以降とは接続しない。

- (5) 平成 30 年上半期調査から常用労働者の定義が変更されている。

常用労働者…「期間を定めずに雇われている者」「1 か月以上の期間を定めて雇われている者」のいずれかに該当する者

## 6 雇用均等基本調査（女性（女子）雇用管理基本調査）について

- (1) 構成比は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100 とはならない。  
(2) 「0.0」は集計した数値が表章単位に満たないものである。  
(3) 「－」印は該当数字のない箇所である。

## 7 文中の（付表〇〇）は付属統計表参照





# 目 次

## 働く女性の状況

### I 令和6年の働く女性の状況

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 第1節 概況                    | 1  |
| 第2節 労働力人口、就業者、雇用者の状況      | 2  |
| 1 労働力人口                   | 2  |
| (1) 労働力人口                 | 2  |
| (2) 労働力率                  | 3  |
| (3) 年齢階級別労働力率             | 3  |
| (4) 女性の配偶関係別労働力率          | 4  |
| (5) 非労働力人口                | 7  |
| 2 就業者及び完全失業者              | 8  |
| (1) 就業者数及び就業率             | 8  |
| (2) 完全失業者数及び完全失業率         | 9  |
| 3 雇用者                     | 11 |
| (1) 雇用者数                  | 11 |
| (2) 年齢階級別雇用者数             | 12 |
| (3) 産業別雇用者数               | 12 |
| (4) 職業別雇用者数               | 14 |
| (5) 企業規模別雇用者数             | 14 |
| (6) 雇用契約期間・雇用形態別雇用者数      | 15 |
| (7) 女性の配偶関係別雇用者数          | 17 |
| (8) 教育別雇用者数の構成比           | 17 |
| (9) 一般労働者の平均勤続年数、平均年齢     | 18 |
| 第3節 労働市場の状況               | 21 |
| 1 一般職業紹介状況                | 21 |
| 2 一般労働者の入職・離職状況           | 21 |
| (1) 一般労働者の入職者数、離職者数       | 21 |
| (2) 一般労働者の入職率、離職率         | 21 |
| (3) 職歴別一般労働者への入職者の状況      | 21 |
| 3 新規学卒者の就職状況              | 22 |
| (1) 新規高等学校卒業者、新規大学卒業者の就職率 | 22 |
| (2) 学歴別新規学卒就職者数           | 23 |
| (3) 高等学校卒業者の就職状況          | 23 |

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| (4) 短期大学卒業者の就職状況                   | 24 |
| (5) 大学卒業者の就職状況                     | 25 |
| 第4節 労働条件等の状況                       | 27 |
| 1 賃金                               | 27 |
| (1) 一般労働者の賃金                       | 27 |
| (2) 男女間賃金差異                        | 29 |
| (3) 新規学卒者の学歴別所定内給与及び男女間差異          | 32 |
| 2 労働時間                             | 32 |
| (1) 常用労働者の総実労働時間、所定内労働時間、<br>出勤日数  | 32 |
| (2) 産業別労働時間、出勤日数                   | 32 |
| 3 勤労者世帯の家計                         | 33 |
| (1) 勤労者世帯の収入                       | 33 |
| (2) 勤労者世帯の消費支出                     | 33 |
| 第5節 短時間労働者の状況                      | 34 |
| 1 短時間労働者の就業状況                      | 34 |
| (1) 短時間雇用者数、雇用者総数に占める短時間雇用者の<br>割合 | 34 |
| (2) 男女別短時間雇用者数、短時間雇用者割合            | 35 |
| (3) 産業別短時間雇用者数                     | 36 |
| (4) 企業規模別短時間雇用者数                   | 36 |
| (5) 短時間労働者の労働条件                    | 37 |
| 2 短時間労働者の労働市場                      | 39 |
| (1) パートタイム労働者の職業紹介状況               | 39 |
| (2) パートタイム労働者の入職・離職状況              | 39 |
| 第6節 家内労働者の就業状況                     | 41 |
| 1 家内労働者数                           | 41 |
| 2 業種別家内労働者数                        | 41 |

## Ⅱ 働く女性に関する対策の概況

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 1 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等<br>対策の推進等 | 42 |
| (1) 均等法の履行確保                      | 42 |
| (2) ポジティブ・アクションの促進                | 47 |
| (3) 女性活躍推進のための取組                  | 48 |

|                                              |    |
|----------------------------------------------|----|
| (4) 女性の活躍推進に向けた企業の取組支援                       | 50 |
| (5) 総合的ハラスメント対策の一体的実施及び強化                    | 51 |
| 2 仕事と生活の調和の実現に向けた取組                          | 54 |
| (1) 育児休業、介護休業その他の仕事と育児・介護の両立のための<br>制度の定着促進等 | 54 |
| (2) 次世代育成支援対策の推進                             | 61 |
| (3) 育児や介護をしながら働き続けやすい環境の整備の推進                | 63 |
| (4) 雇用の継続を援助、促進するための育児・介護休業給付                | 65 |
| (5) マザーズハローワーク事業の実施                          | 65 |
| (6) 母子家庭の母等に対する就業援助対策の実施                     | 66 |
| (7) 不妊治療と仕事との両立                              | 66 |
| 3 非正規雇用労働者の均等・均衡待遇の推進                        | 67 |
| (1) パートタイム労働者・有期雇用労働者の均等・均衡待遇の<br>確保等の推進     | 67 |
| (2) 助成金の支給による事業主への支援                         | 73 |
| (3) 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業<br>の実施       | 73 |
| (4) 短時間労働者（パートタイム労働者）の中小企業退職金共済<br>制度への加入促進  | 74 |
| 4 多様で柔軟な働き方の推進・環境整備                          | 75 |
| (1) 多様な正社員制度の普及促進                            | 75 |
| (2) テレワークやフリーランスなどの多様で柔軟な働き方の促進<br>・環境整備     | 75 |
| 5 家内労働対策の推進                                  | 77 |
| (1) 家内労働手帳の交付の徹底                             | 77 |
| (2) 工賃支払いの確保                                 | 77 |
| (3) 最低工賃の決定及び周知                              | 77 |
| (4) 安全及び衛生の確保                                | 77 |
| (5) いわゆる「インチキ内職」の被害防止                        | 77 |
| 6 女性の能力発揮促進のための援助                            | 78 |



## 本文中図表索引

### 〈第 I 部〉

|                                        |                           |    |
|----------------------------------------|---------------------------|----|
| 図表 1-2-1                               | 労働力人口及び労働力人口総数に占める女性割合の推移 | 2  |
| 資料出所：総務省「労働力調査」                        |                           |    |
| 図表 1-2-2                               | 女性の年齢階級別労働力率              | 3  |
| 資料出所：総務省「労働力調査」（平成 26 年、令和 5 年、令和 6 年） |                           |    |
| 図表 1-2-3                               | 女性の配偶関係、年齢階級別労働力率         | 4  |
| 資料出所：総務省「労働力調査」（平成 26 年、令和 6 年）        |                           |    |
| 図表 1-2-4                               | 女性の労働力率変化の要因分解            | 5  |
| 資料出所：総務省「労働力調査」より厚生労働省雇用環境・均等局試算       |                           |    |
| 図表 1-2-5                               | 男女別就業者数及び女性の就業率の推移        | 8  |
| 資料出所：総務省「労働力調査」                        |                           |    |
| 図表 1-2-6                               | 男女別完全失業者数の推移              | 9  |
| 資料出所：総務省「労働力調査」                        |                           |    |
| 図表 1-2-7                               | 男女別完全失業率の推移               | 10 |
| 資料出所：総務省「労働力調査」                        |                           |    |
| 図表 1-2-8                               | 年齢階級別完全失業率                | 10 |
| 資料出所：総務省「労働力調査」（令和 6 年）                |                           |    |
| 図表 1-2-9                               | 雇用者数及び雇用者総数に占める女性割合の推移    | 11 |
| 資料出所：総務省「労働力調査」                        |                           |    |
| 図表 1-2-10                              | 産業別雇用者数の対前年増減〔令和 6 年〕     | 13 |
| 資料出所：総務省「労働力調査」（令和 5 年、令和 6 年）         |                           |    |
| 図表 1-2-11                              | 主な産業の女性雇用者数の推移            | 13 |
| 資料出所：総務省「労働力調査」                        |                           |    |
| 図表 1-2-12                              | 非正規の職員・従業員の割合の推移          | 16 |
| 資料出所：総務省「労働力調査」                        |                           |    |
| 図表 1-2-13                              | 女性の年齢階級別正規雇用比率            | 17 |
| 資料出所：総務省「労働力調査」より厚生労働省雇用環境・均等局作成       |                           |    |
| 図表 1-2-14                              | 一般労働者の平均勤続年数の推移           | 19 |
| 資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」                 |                           |    |
| 図表 1-4-1                               | 一般労働者の正社員・正職員の賃金実態        | 27 |
| 資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和 6 年）         |                           |    |
| 図表 1-4-2                               | 一般労働者の正社員・正職員以外の賃金実態      | 28 |
| 資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和 6 年）         |                           |    |

|          |                               |    |
|----------|-------------------------------|----|
| 図表 1-4-3 | 一般労働者の所定内給与額及び男女間賃金差異の推移…………… | 29 |
|----------|-------------------------------|----|

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

|          |                        |    |
|----------|------------------------|----|
| 図表 1-4-4 | 男女間の賃金差異の要因（単純分析）…………… | 30 |
|----------|------------------------|----|

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和 6 年）より厚生労働省雇用  
環境・均等局算出

|          |                                           |    |
|----------|-------------------------------------------|----|
| 図表 1-4-5 | 一般労働者の正社員・正職員の所定内給与額及び男女間<br>賃金差異の推移…………… | 31 |
|----------|-------------------------------------------|----|

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

|          |                                         |    |
|----------|-----------------------------------------|----|
| 図表 1-5-1 | 短時間雇用者数及び雇用者総数に占める短時間雇用者の<br>割合の推移…………… | 34 |
|----------|-----------------------------------------|----|

資料出所：総務省「労働力調査」

|          |                                       |    |
|----------|---------------------------------------|----|
| 図表 1-5-2 | 短時間雇用者数及び短時間雇用者総数に占める女性割合<br>の推移…………… | 35 |
|----------|---------------------------------------|----|

資料出所：総務省「労働力調査」

|          |                                           |    |
|----------|-------------------------------------------|----|
| 図表 1-5-3 | 短時間労働者の 1 時間当たり所定内給与額と男女間賃金差異<br>の推移…………… | 38 |
|----------|-------------------------------------------|----|

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

## 働く女性の状況

### I 令和6年の働く女性の状況

#### 第1節 概況

令和6年の女性の労働力人口は3,157万人と前年に比べ33万人増加し、男性は3,800万人と1万人減少した。この結果、労働力人口総数は前年より32万人増加し6,957万人となり、労働力人口総数に占める女性の割合は45.4%（前年差0.3ポイント上昇）となった。また、女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、55.6%（男性71.5%）と前年に比べ0.8ポイント上昇した。

女性雇用者数は2,830万人となり、前年に比べ37万人増加した。一方、男性雇用者数は3,293万人となり、前年に比べ11万人増加した。この結果、雇用者総数に占める女性の割合は46.2%（前年差0.2ポイント上昇）となった。

女性の完全失業者数は76万人と前年に比べ3万人増加し、完全失業率は2.4%となった。

女性雇用者について産業別にみると、もっとも多いのは、「医療、福祉」の675万人で、「卸売業、小売業」が520万人でこれに次いでいる。また、増加者数が多かったのは、「宿泊業、飲食サービス業」と「医療、福祉」であった。

令和6年の10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所における女性一般労働者の正社員・正職員のきまって支給する現金給与額は、31万4,600円（前年比4.3%増）、うち所定内給与額（きまって支給する現金給与額から、超過労働給与額を差し引いた額）は29万4,200円（前年比4.4%増）となった。また正社員・正職員以外のきまって支給する現金給与額は22万2,700円（同2.9%増）、所定内給与額は21万300円（同3.3%増）となった。

令和6年の週間就業時間が35時間未満の雇用者（以下「短時間雇用者」という。）は1,998万人と前年に比べ134万人増加し、雇用者総数に占める短時間雇用者の割合は33.9%（前年差2.1ポイント上昇）となった。また、短時間雇用者総数に占める女性の割合は65.1%となり、前年に比べ1.9ポイント低下した。

## 第2節 労働力人口、就業者、雇用者の状況

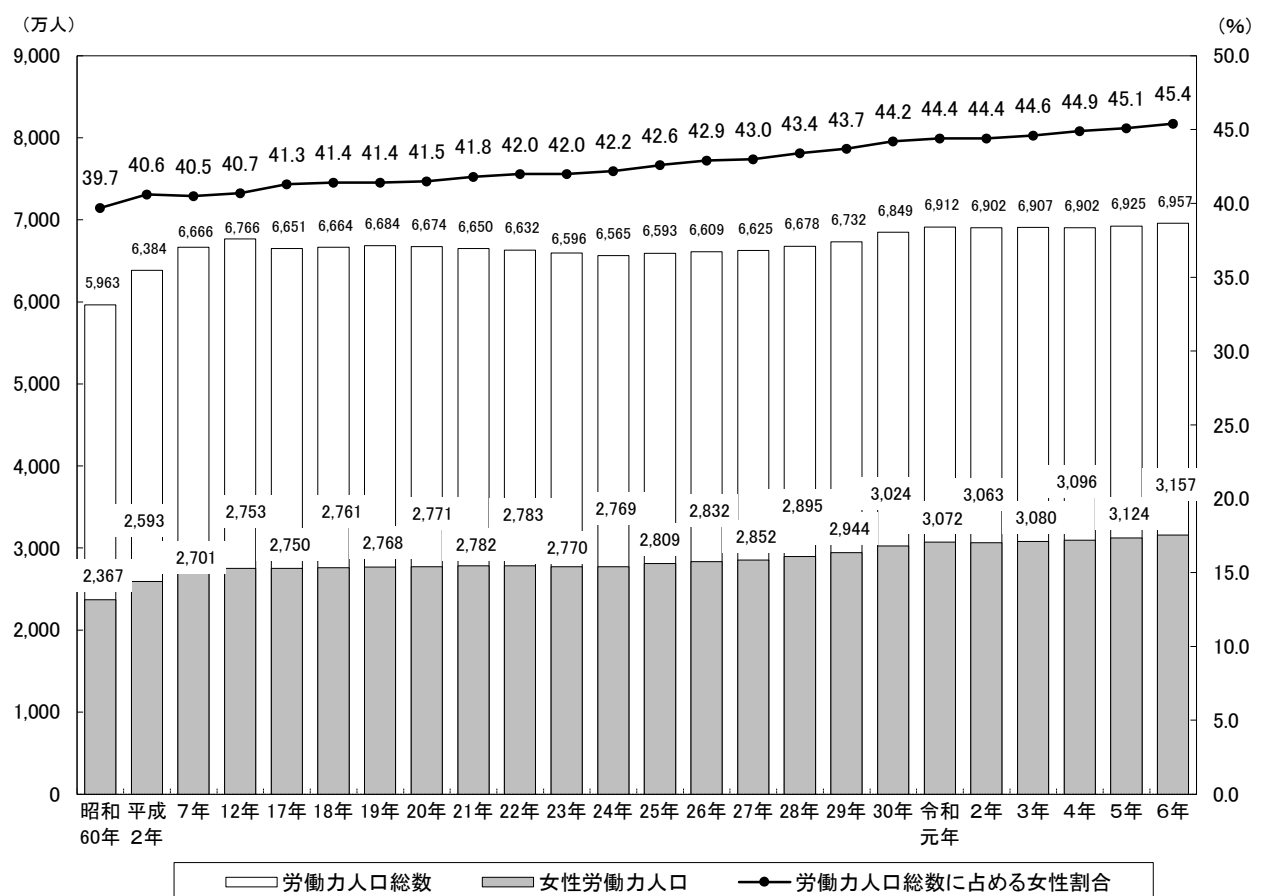
### 1 労働力人口

#### (1) 労働力人口 ～女性が33万人増加、男性が1万人減少

総務省「労働力調査」によると、令和6年の女性の労働力人口は3,157万人と前年に比べ33万人増加（前年比1.1%増）した。男性は3,800万人と、前年に比べ1万人減少（同0.03%減）した。この結果、労働力人口総数は前年より32万人増加（同0.5%増）し6,957万人となり、労働力人口総数に占める女性の割合は45.4%（前年差0.3ポイント上昇）となった。

（図表1－2－1、付表1）

図表1－2－1 労働力人口及び労働力人口総数に占める女性割合の推移



資料出所：総務省「労働力調査」

「労働力人口の男女別構成比」は、厚生労働省雇用環境・均等局作成。

注) 総務省「労働力調査」に係る平成23年統計については、東日本大震災の影響により、関連統計等を用いて補完推計した値である。昭和57年から5年ごとに算出の基礎となるベンチマーク人口の基準を切り替えており、それぞれ切替に伴う変動がある。平成27年から令和3年までの数値は、比率を除き、令和2年国勢調査基準のベンチマーク人口に基づいて遡及又は補正した時系列接続用数値に置き換えて掲載した。また、平成17年から21年までの数値は、平成22年国勢調査基準のベンチマーク人口に基づき、平成22年から26年までの数値は、平成27年国勢調査基準のベンチマーク人口に基づく時系列接続用数値を掲載している。



## (2) 労働力率 ～女性は0.8ポイント上昇

令和6年の女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)は、55.6%と前年に比べ0.8ポイント上昇した。男性は71.5%と前年に比べ0.1ポイント上昇した。

(付表1)

生産年齢(15～64歳)についてみると、女性の労働力人口は2,762万人(前年差21万人増)、労働力率は76.1%(前年差0.9ポイント上昇)となった。男性の労働力人口は3,250万人(前年差4万人減)、労働力率は86.9%(前年差0.1ポイント上昇)であった。

(付表2、3)

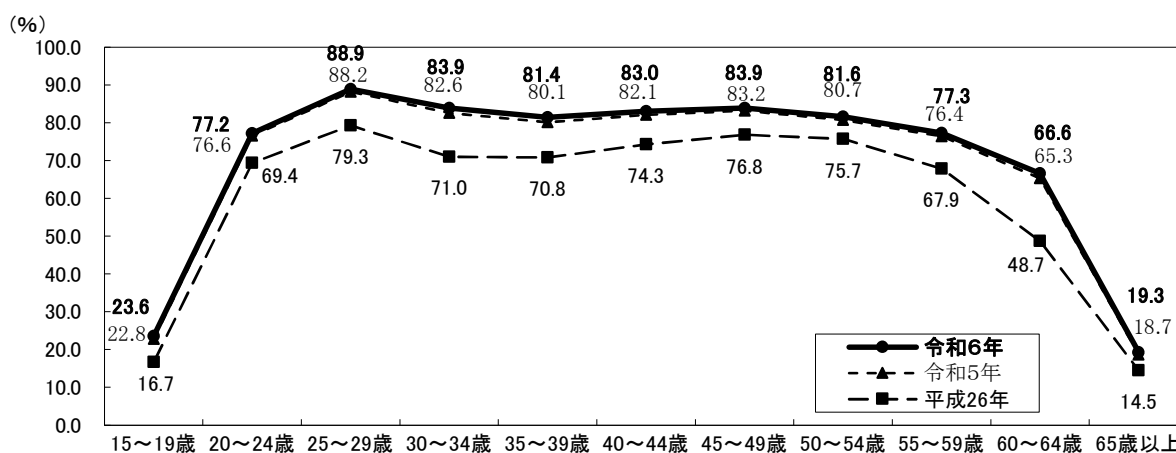
## (3) 年齢階級別労働力率 ～「15～19歳」以外の女性の年齢階級別労働力率が過去最高

令和6年の女性の労働力率を年齢階級(5歳階級)別にみると、「20～24歳」、「25～29歳」、「30～34歳」、「35～39歳」、「40～44歳」、「45～49歳」、「50～54歳」、「55～59歳」、「60～64歳」および「65歳以上」の階級の労働力率について、比較可能な昭和43年以降、過去最高の水準となった。

グラフ全体の形でみると、「25～29歳」(88.9%)と、「45～49歳」(83.9%)を左右のピークとし、「35～39歳」(81.4%)を底とするM字型カーブを描いているが、M字型の底の値は前年に比べ1.3ポイント上昇した。

10年前の平成26年と比較すると、全ての年齢階級で労働力率は上昇しており、上昇幅が最も大きいのは「60～64歳」であった(17.9ポイント上昇)。また、「30～34歳」では12.9ポイント、「35～39歳」では10.6ポイント上昇しており、グラフ全体の形はM字型から台形に近づきつつある。(図表1-2-2, 付表3)

図表1-2-2 女性の年齢階級別労働力率



資料出所：総務省「労働力調査」

#### (4) 女性の配偶関係別労働力率

##### ～「20～24 歳」の有配偶者の労働力率上昇幅大

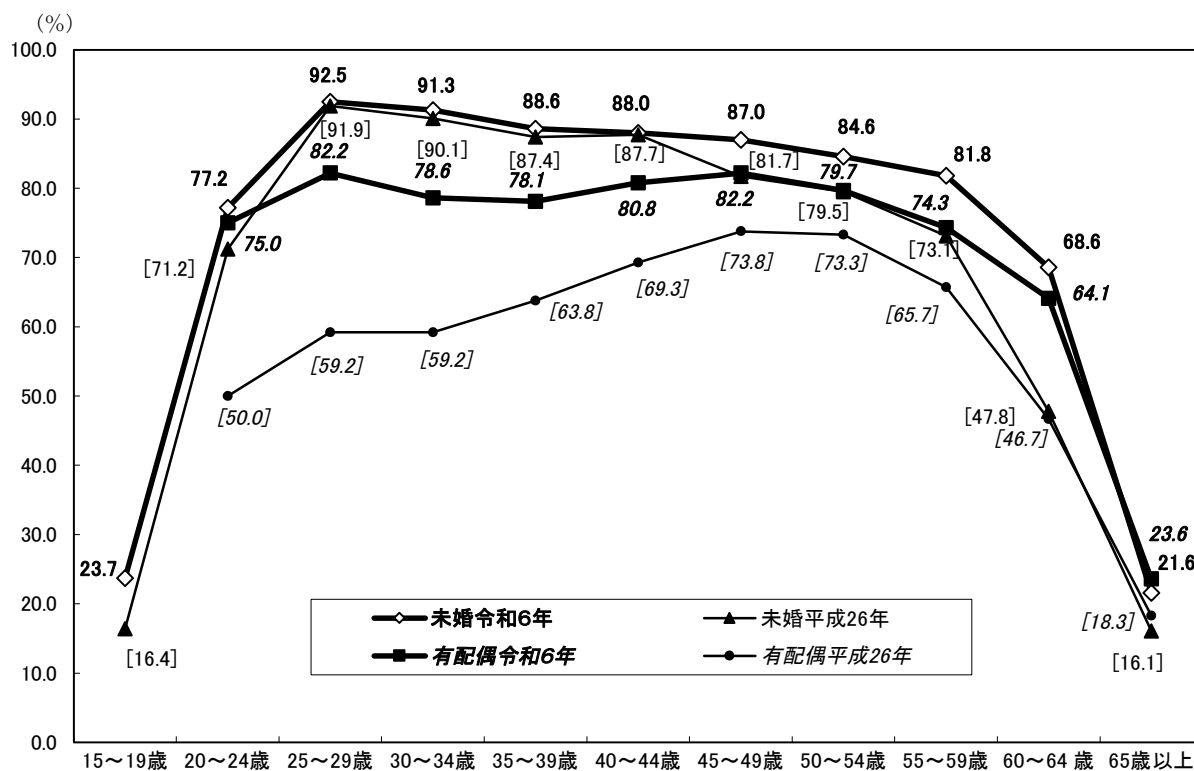
配偶関係別に令和 6 年の女性の労働力率をみると、未婚者は 68.8%、有配偶者は 59.0%、死別・離別者は 32.2%となっている。（付表 4）

年齢階級別に未婚又は有配偶者女性の労働力率をみると、未婚者では「25～29 歳」（92.5%）が最も高い。

一方、有配偶者は、「25～29 歳」（82.2%）と「45～49 歳」（同）が最も高く、前年に比べ、「20～24 歳」を除く年齢階級において労働力率は上昇している。10 年前の平成 26 年と比較すると、全ての年齢階級で労働力率は上昇しており、上昇幅が最も大きいのは「20～24 歳」（25.0 ポイント上昇）であった。女性の年齢階級別労働力率の底である「35～39 歳」も 14.3 ポイント上昇している。

（図表 1－2－3, 付表 6）

図表 1－2－3 女性の配偶関係、年齢階級別労働力率



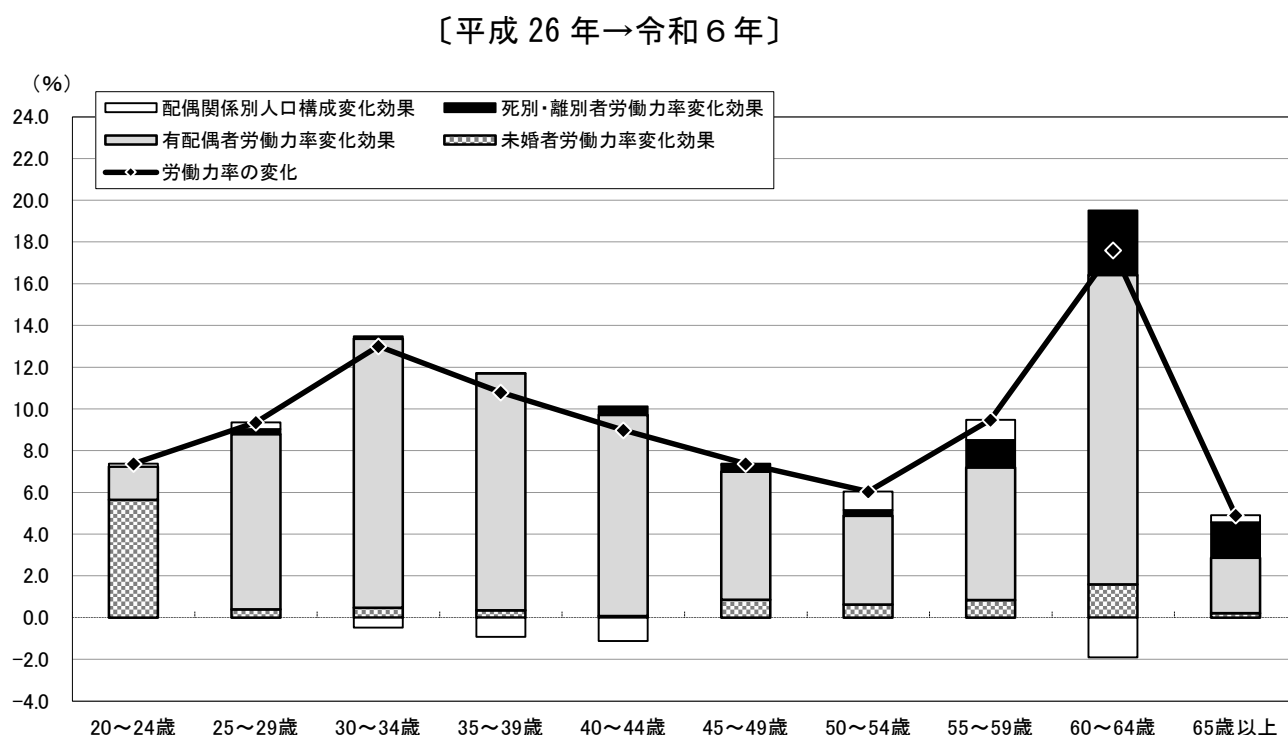
資料出所：総務省「労働力調査」（平成 26 年、令和 6 年）

この 10 年間の労働力率の変化を配偶関係別の構成比の変化要因と配偶関係別の労働力率の変化要因に分解すると、特に「30～34 歳」、「35～39 歳」、「40～44 歳」及び「60～64 歳」については、有配偶者の労働力率の上昇による変化効果が大きかったことが確認できる。

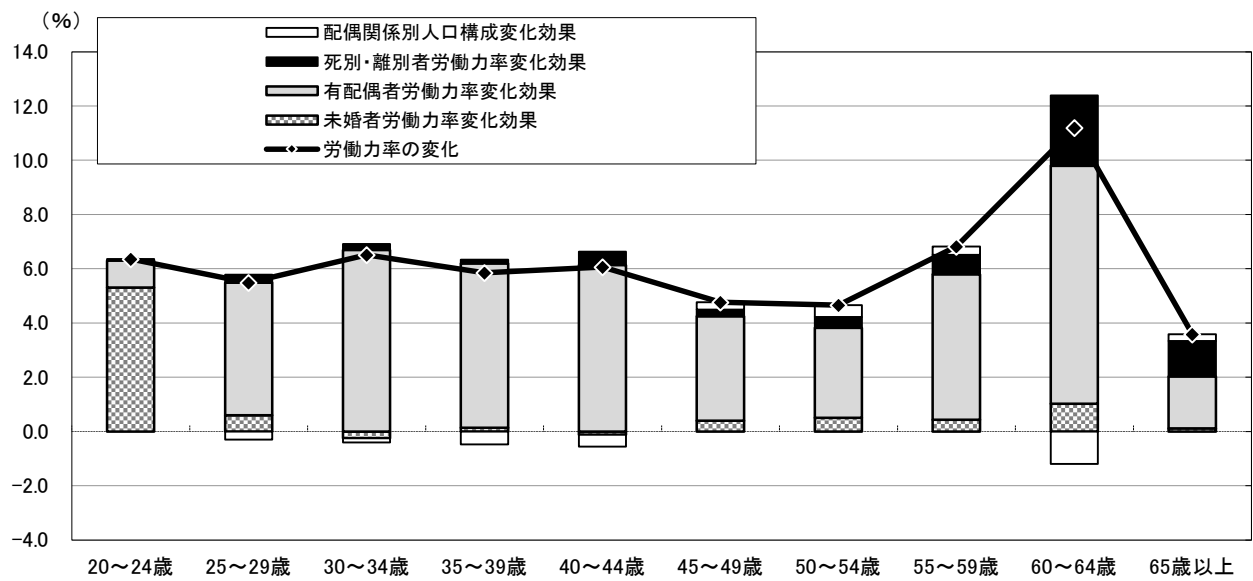
さらに、10 年間の変化を平成 26 年から令和元年までの 5 年間と令和元年から令和 6 年までの 5 年間に分けてみると、前半の 5 年間については、「50～54 歳」及び「55～59 歳」で配偶関係別の人口構成比の変化効果が労働力率を上昇させる方向に働いているが、後半の 5 年間については配偶関係別の人口構成比の変化効果は、労働力率を上昇させる方向にはほとんどみられず、有配偶者の労働力率の変化効果が労働力率を上昇させる方向に働く主たる要因であることが確認できる。また、後半の 5 年間については、特に「60～64 歳」において、有配偶者の労働力率の変化効果が大きかったことが確認できる。

(図表 1－2－4)

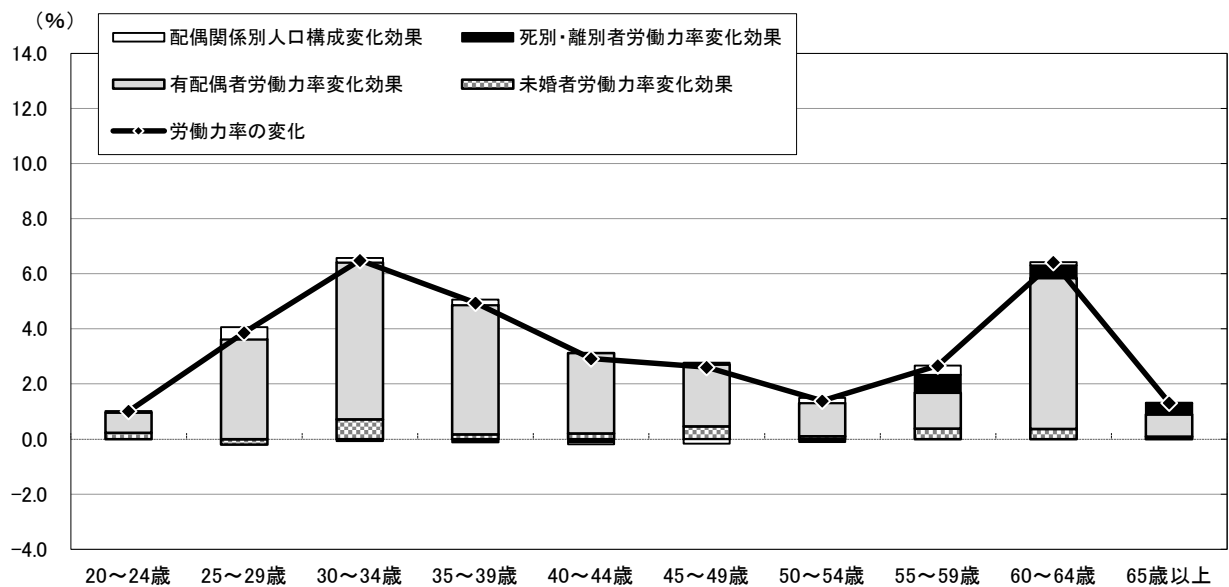
図表 1－2－4 女性の労働力率変化の要因分解



〔平成 26 年→令和元年〕



〔令和元年→令和 6 年〕



資料出所：総務省「労働力調査」より厚生労働省雇用環境・均等局試算

(注) 要因分解については以下のとおり。

$$\alpha = \frac{\sum N_i \alpha_i}{N} \text{ より}$$

$$\Delta \alpha = \frac{\sum (N_i + \frac{\Delta N_i}{2}) \Delta \alpha_i}{N + \frac{\Delta N}{2}} + \frac{\sum (\alpha_i + \frac{\Delta \alpha_i}{2} - \alpha) \Delta N_i}{N + \frac{\Delta N}{2}}$$

労働力率変化効果 配偶関係別人口構成変化効果

N : 15 歳以上人口      α = 労働力率

(「」は配偶関係計、添字 i は配偶関係別を表す)

#### (5) 非労働力人口～女性が 47 万人減少、男性が 6 万人減少

令和 6 年の女性の非労働力人口は 2,521 万人と前年に比べ 47 万人減少（前年比 1.8%減）した。主な活動状態別にみると、「家事」は 1,054 万人（前年差 44 万人減、前年比 4.0%減）、「通学」は 260 万人（同 7 万人減、同 2.6%減）、「その他（高齢者など）」は 1,207 万人（同 4 万人増、同 0.3%増）となっている。

令和 6 年の男性の非労働力人口は 1,510 万人と前年に比べ 6 万人減少（前年比 0.4%減）した。主な活動状態別にみると、「家事」81 万人（前年差 1 万人増、前年比 1.3%増）、「通学」295 万人（同 6 万人減、同 2.0%減）、「その他（高齢者など）」1,134 万人（同 1 万人減、同 0.1%減）となっている。（付表 7）

総務省「労働力調査（詳細集計）」により、女性の非労働力人口の就業希望の有無をみると、「就業希望者」149 万人（前年差 7 万人減、前年比 4.5%減）、「就業内定者」39 万人（同 4 万人減、同 9.3%減）、「就業非希望者」2,317 万人（同 33 万人減、同 1.4%減）となっている。

男性は、「就業希望者」76 万人（前年同）、「就業内定者」39 万人（前年差 4 万人減、前年比 9.3%減）、「就業非希望者」1,382 万人（同 1 万人減、同 0.1%減）となっている。

## 2 就業者及び完全失業者

### (1) 就業者数及び就業率 ～女性31万人、男性は3万人増加

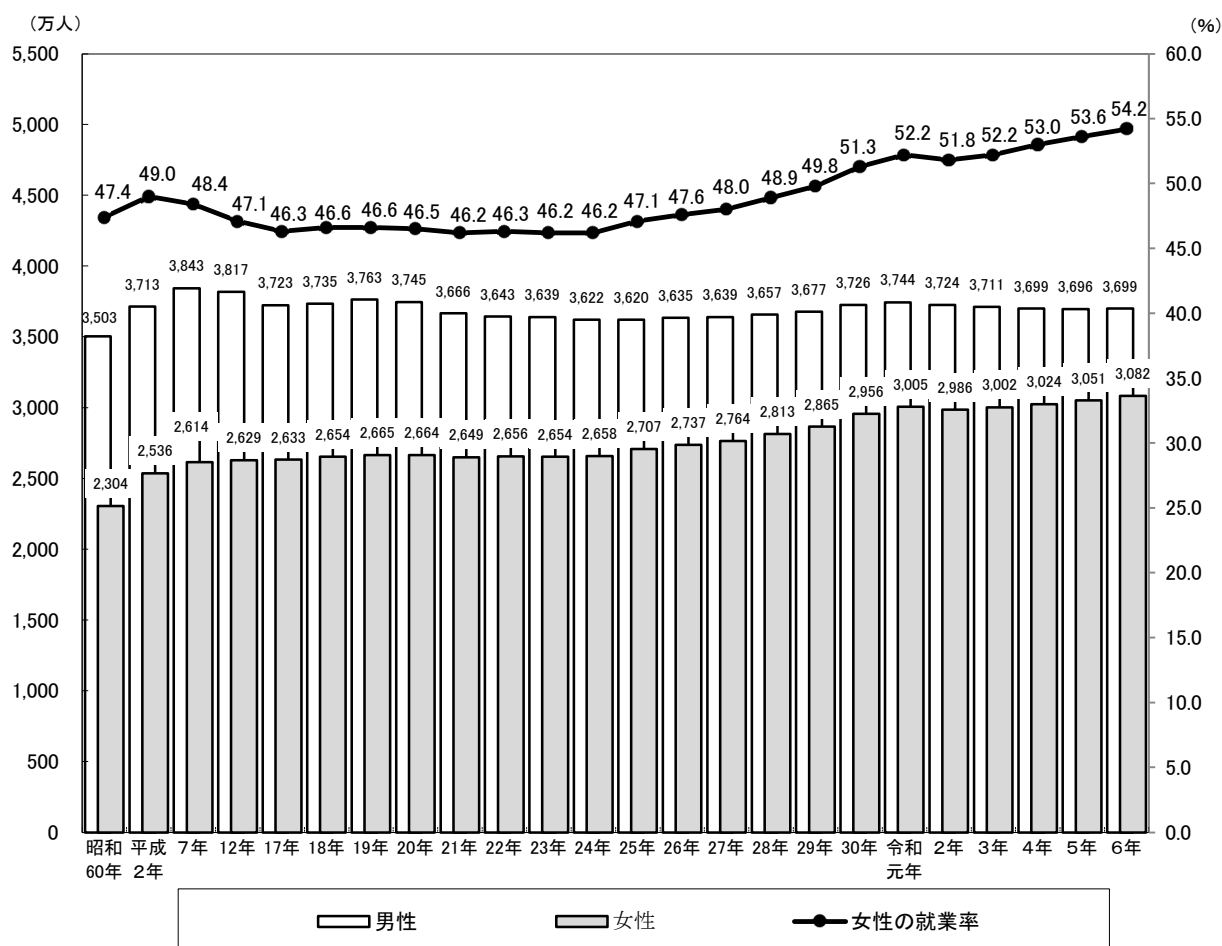
総務省「労働力調査」によると、令和6年の女性の就業者数は3,082万人と前年に比べ31万人増加（前年比1.0%増）した。就業率（15歳以上人口に占める就業者の割合）は54.2%と、前年に比べ0.6ポイント上昇した。

25～44歳の女性の就業者数は1,098万人となり、前年に比べ3万人増加した。就業率（25～44歳人口に占める就業者の割合）は81.9%と前年に比べ1.1ポイント上昇した。

男性の就業者数は3,699万人と前年に比べ3万人増加（前年比0.1%増）した。就業率は69.6%と前年に比べ0.1ポイント上昇した。

（図表1－2－5、付表8、9）

図表1－2－5 男女別就業者数及び女性の就業率の推移



資料出所：総務省「労働力調査」

注）総務省「労働力調査」に係る平成23年統計については、東日本大震災の影響により、関連統計等を用いて補完推計した値である。平成27年から令和3年までの数値及び、平成17年から21年までの数値及び、平成22年から26年までの数値については推計人口の基準となる国勢調査のベンチマーク人口が異なるため遡及又は補正した時系列接続用数値を用いている。（2頁※参照）。

女性の就業者数を従業上の地位別にみると、「雇用者」2,830 万人（前年差 37 万人増、前年比 1.3%増）、「家族従業者」96 万人（同 5 万人減、同 5.0%減）、「自営業主」141 万人（同 2 万人減、同 1.4%減）となっている。女性の就業者総数に占める割合は「雇用者」91.8%、「家族従業者」3.1%、「自営業主」4.6%であった。

男性は、「雇用者」3,293 万人（前年差 11 万人増、前年比 0.3%増）、「家族従業者」23 万人（同 3 万人減、同 11.5%減）、「自営業主」364 万人（同 5 万人減、同 1.4%減）となっている。男性の就業者総数に占める割合は「雇用者」89.0%、「家族従業者」0.6%、「自営業主」9.8%であった。（付表 10、11）

## （2）完全失業者数及び完全失業率 ～女性の完全失業率は 0.1 ポイント上昇

令和 6 年の完全失業者数は、女性は 76 万人と前年に比べて 3 万人増加（前年比 4.1%増）した。男性は 101 万人と前年に比べ 4 万人減少（前年比 3.8%減）した。

（図表 1－2－6、付表 12）

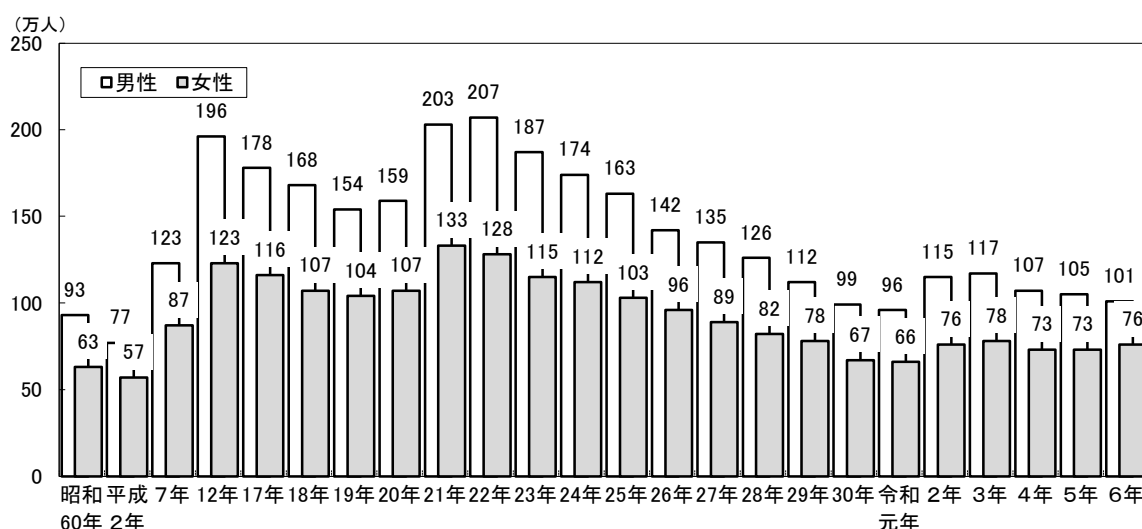
令和 6 年の完全失業率（労働力人口に占める完全失業者の割合）は、女性は 2.4%であり、前年に比べ 0.1 ポイント上昇となっている。男性は 2.7%であり、前年に比べ 0.1 ポイント低下となっている。

（図表 1－2－7、付表 12）

年齢階級別に男女の完全失業率を比較すると、「25～29 歳」、「45～49 歳」及び「50～54 歳」以外の年齢階級で、女性の完全失業率は男性より低くなっている。

（図表 1－2－8、付表 14）

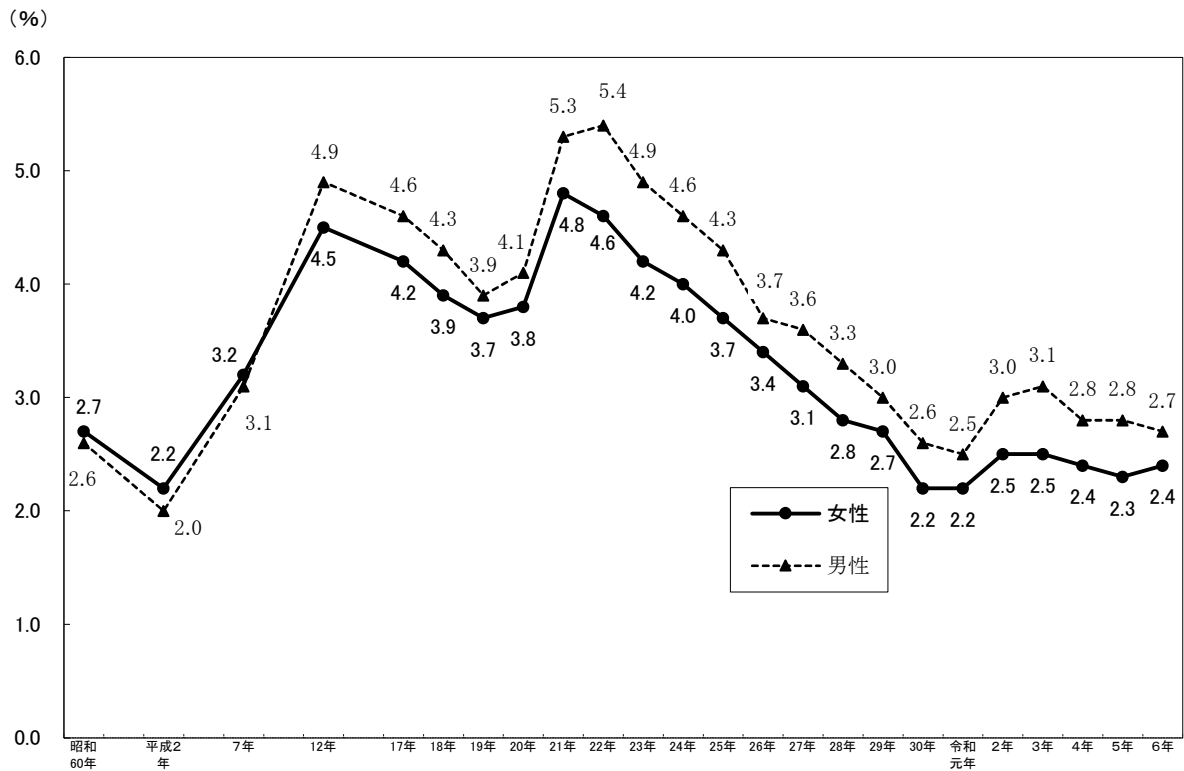
図表 1－2－6 男女別完全失業者数の推移



資料出所：総務省「労働力調査」

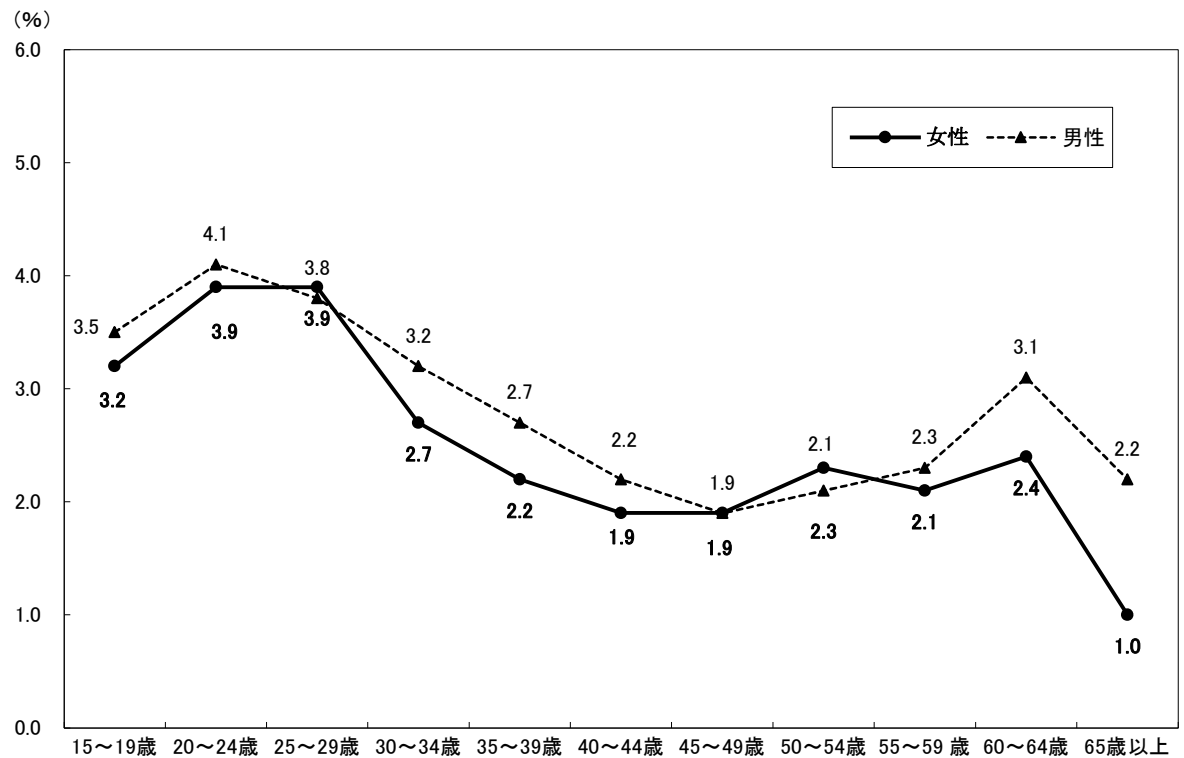
注）総務省「労働力調査」に係る平成 23 年統計については、東日本大震災の影響により、関連統計等を用いて補完推計した値である。平成 27 年から令和 3 年までの数値及び、平成 17 年から 21 年までの数値及び、平成 22 年から 26 年までの数値については推計人口の基準となる国勢調査のベンチマーク人口が異なるため遡及又は補正した時系列接続用数値を用いている。（2 頁※参照）。

図表 1－2－7 男女別完全失業率の推移



資料出所：総務省「労働力調査」＊平成23年は補完推計値（2頁※参照）。

図表 1－2－8 年齢階級別完全失業率



資料出所：総務省「労働力調査」（令和6年）



### 3 雇用者

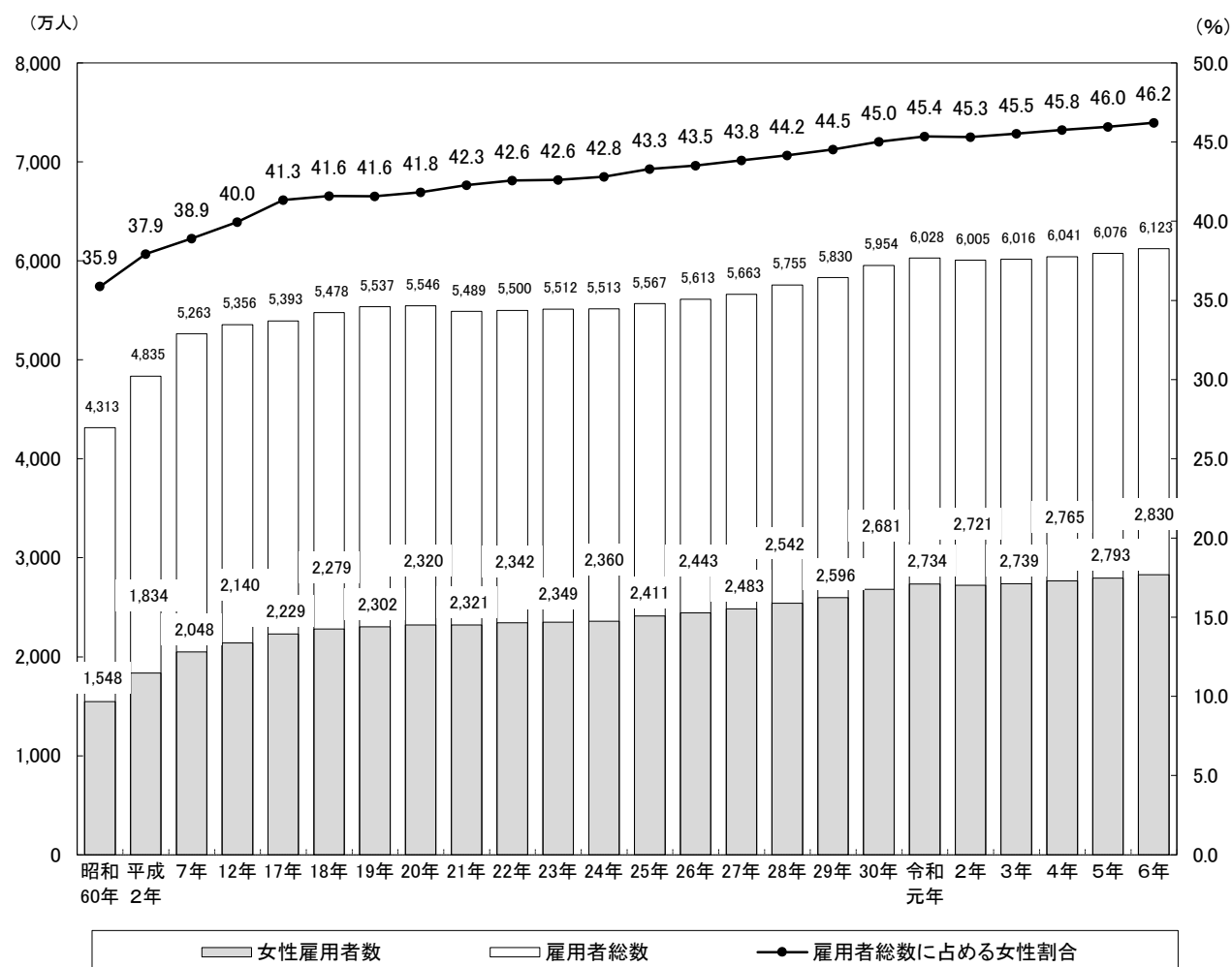
#### (1) 雇用者数 ～女性 は 37 万人、男性 は 11 万人 増加

総務省「労働力調査」によると、令和 6 年の雇用者数は、女性は 2,830 万人と前年に比べ 37 万人増加（前年比 1.3%増）した。男性は 3,293 万人と前年に比べ 11 万人増加（同 0.3%増）した。

雇用者総数 6,123 万人であり、雇用者総数に占める女性の割合は 46.2%（前年比 0.2 ポイント上昇）となった。

（図表 1－2－9, 付表 16－1）

図表 1－2－9 雇用者数及び雇用者総数に占める女性割合の推移



資料出所：総務省「労働力調査」

「雇用者総数に占める女性割合」は、厚生労働省雇用環境・均等局作成。

- 注) 1 総務省「労働力調査」に係る平成 23 年統計については、東日本大震災の影響により、関連統計等を用いて補完推計した値である。平成 27 年から令和 3 年までの数値及び、平成 17 年から 21 年までの数値及び、平成 22 年から 26 年までの数値については推計人口の基準となる国勢調査のベンチマーク人口が異なるため遡及又は補正した時系列接続用数値を用いている。（2 頁※参照）
- 2 年齢階級別雇用者数について、平成 25 年、平成 26 年、平成 27 年、平成 30 年、令和元年、令和 2 年、令和 3 年は特殊系列（遡及結果表等）から数値を引用。

## (2) 年齢階級別雇用者数 ～女性、男性ともに、「50～54 歳」が最も多い

令和 6 年の女性雇用者数を年齢階級別にみると、「50～54 歳」が 361 万人（女性雇用者総数に占める割合 12.8%）と最も多く、次いで「45～49 歳」336 万人（同 11.9%）、「55～59 歳」295 万人（同 10.4%）の順となっている。

同様に男性についてみると、最も多いのは「50～54 歳」で 411 万人（男性雇用者総数に占める割合 12.5%）、次いで「45～49 歳」384 万人（同 11.7%）、「65 歳以上」381 万人（同 11.6%）の順となっている。（付表 16－1、16－2）

## (3) 産業別雇用者数

～女性は「宿泊業，飲食サービス業」と「医療，福祉」、男性は「情報通信業」の増加数が多い

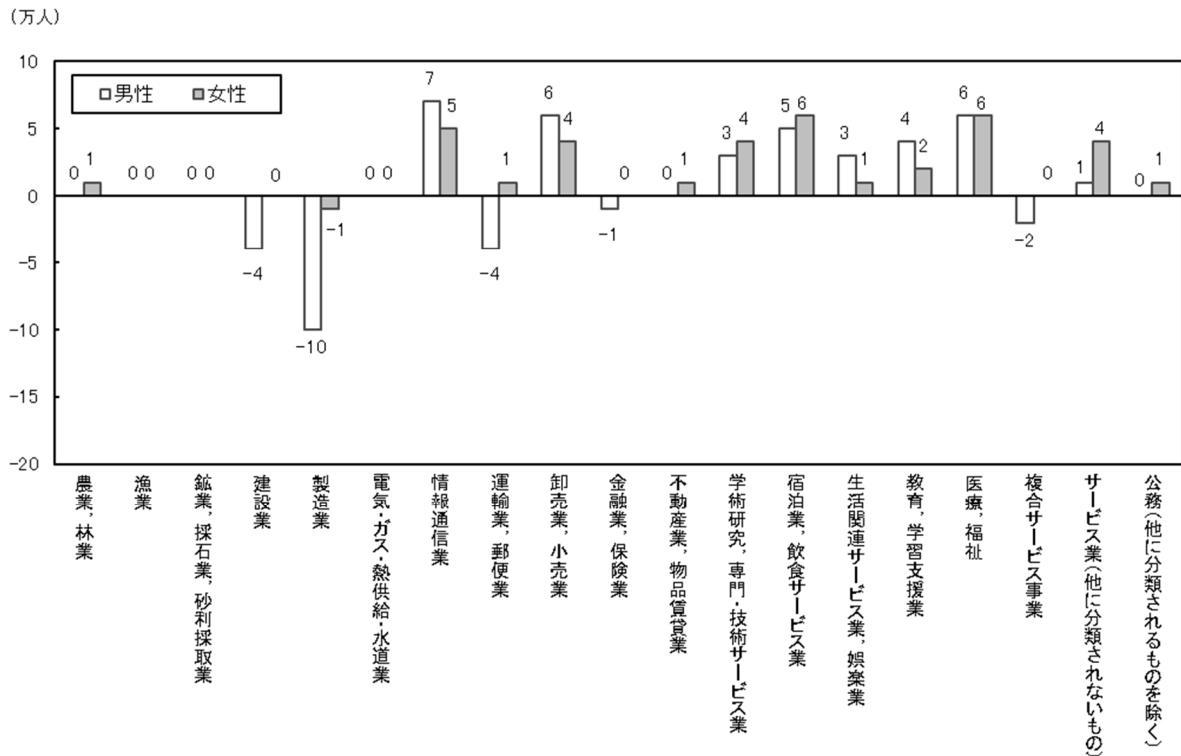
令和 6 年の女性雇用者数を産業別にみると、「医療，福祉」が 675 万人（女性雇用者総数に占める割合 23.9%）と最も多く、次いで「卸売業，小売業」520 万人（同 18.4%）、「製造業」302 万人（同 10.7%）、「宿泊業，飲食サービス業」229 万人（同 8.1%）の順となっている。前年に比べ最も雇用者数の増加が大きい産業は、「宿泊業，飲食サービス業」（前年差 6 万人増、前年比 2.7%増）と「医療，福祉」（同 6 万人増、同 0.9%増）であった。

男性については、「製造業」が 708 万人（男性雇用者総数に占める割合 21.5%）と最も多く、次いで「卸売業，小売業」460 万人（同 14.0%）、「建設業」316 万人（同 9.6%）、「運輸業，郵便業」254 万人（同 7.7%）の順となっている。前年に比べ最も雇用者数が増加した産業は、「情報通信業」（前年差 7 万人増、前年比 3.8%増）であった。

なお、雇用者数に占める女性比率（雇用者総数に占める女性の割合）が 5 割以上の産業は、「医療，福祉」（75.7%）、「宿泊業，飲食サービス業」（63.6%）、「生活関連サービス業，娯楽業」（59.8%）、「教育，学習支援業」（57.4%）、「金融業，保険業」（55.6%）、「卸売業，小売業」（53.1%）となっている。

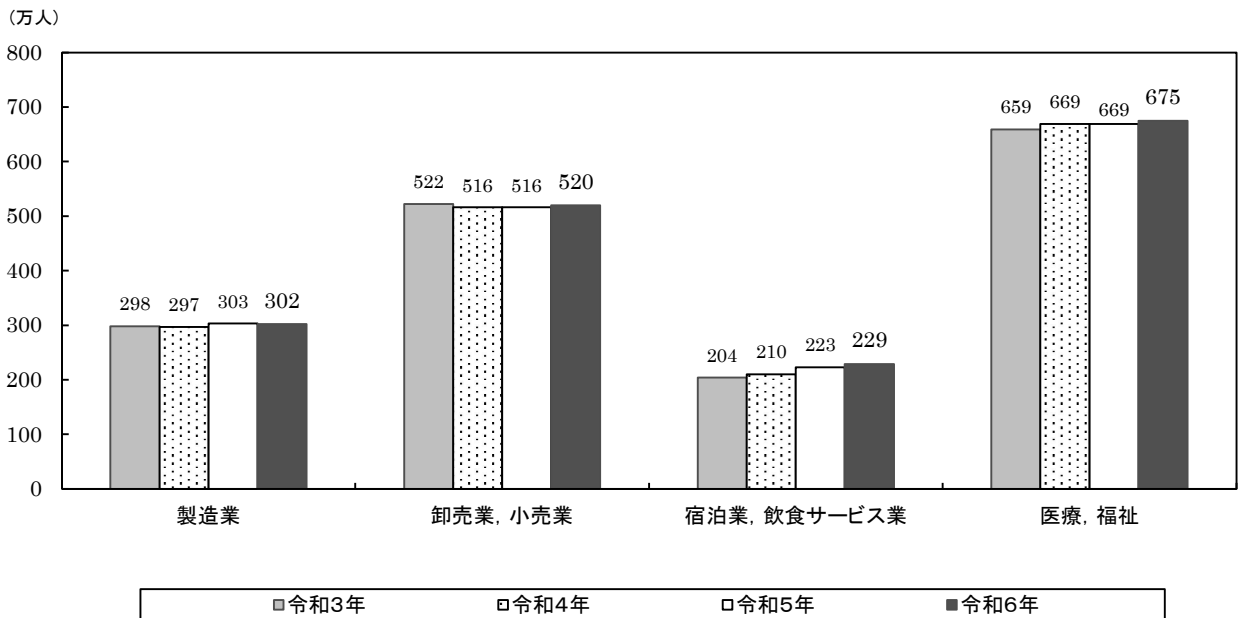
（図表 1－2－10、11、付表 17－1、17－2）

図表 1－2－10 産業別雇用者数の対前年増減〔令和 6 年〕



資料出所：総務省「労働力調査」（令和 5 年、令和 6 年）

図表 1－2－11 主な産業の女性雇用者数の推移



資料出所：総務省「労働力調査」

注）総務省「労働力調査」に係る平成 23 年統計については、東日本大震災の影響により、関連統計等を用いて補完推計した値である。平成 27 年から令和 3 年までの数値及び、平成 17 年から 21 年までの数値及び、平成 22 年から 26 年までの数値については推計人口の基準となる国勢調査のベンチマーク人口が異なるため遡及又は補正した時系列接続用数値を用いている。（2 頁※参照）。

#### (4) 職業別雇用者数

～女性は「事務従事者」、男性は「専門的・技術的職業従事者」が最も多い

令和6年の女性の雇用者数を職業別にみると、「事務従事者」が835万人（女性雇用者総数に占める割合29.5%）と最も多く、次いで「専門的・技術的職業従事者」591万人（同20.9%）、「サービス職業従事者」519万人（同18.3%）、「販売従事者」342万人（同12.1%）の順となっている。前年に比べ最も雇用者数の増加が大きい職業は、「専門的・技術的職業従事者」（前年差20万人増、前年比3.5%増）であった。

男性は、「専門的・技術的職業従事者」が612万人（男性雇用者総数に占める割合18.6%）と最も多く、次いで「生産工程従事者」556万人（同16.9%）、「事務従事者」553万人（同16.8%）、「販売従事者」414万人（同12.6%）の順となっている。前年に比べ最も雇用者数の増加が大きい職業は、「専門的・技術的職業従事者」（前年差17万人増、前年比2.9%増）であった。

（付表18-1、18-2）

#### (5) 企業規模別雇用者数

雇用者数のうち、令和6年の女性の非農林業雇用者数は2,804万人、男性の非農林業雇用者数は3,258万人であった。

非農林業女性雇用者数を企業規模別にみると、女性は「500人以上」が827万人（非農林業女性雇用者総数に占める割合29.5%）と最も多く、次いで「1～29人」725万人（同25.9%）、「100～499人」536万人（同19.1%）、「30～99人」433万人（同15.4%）の順となっており、「官公」は254万人（同9.1%）となっている。「1～29人」（前年差6万人増、前年比0.8%増）、「30～99人」（同5万人増、同1.2%増）、「100～499人」（同15万人増、同2.9%増）、「500人以上」（同10万人増、同1.2%増）と全ての企業規模で雇用者数が増加している。

男性は「500人以上」が1,097万人（非農林業男性雇用者総数に占める割合33.7%）と最も多く、「1～29人」756万人（同23.2%）、「100～499人」623万人（同19.1%）、「30～99人」469万人（同14.4%）の順となっており、「官公」は286万人（同8.8%）となっている。「30～99人」（前年差1万人増、前年比0.2%増）、「100～499人」（同4万人増、前年比0.6%増）、「500人以上」（同14万人増、同1.3%増）は前年に比べ増加しているが、「1～29人」（同4万人減、同0.5%減）は前年よりも減少した。

（付表19-1、19-2）

## (6) 雇用契約期間・雇用形態別雇用者数

### ① 雇用契約期間別雇用者数

～女性、男性ともに、有期の契約の契約期間は「6 か月超 1 年以下」が最も多い

令和 6 年の女性雇用者数を雇用契約期間別にみると、女性は「無期の契約」が 1,620 万人（女性雇用者総数に占める割合 57.2%）、「有期の契約」は 823 万人（同 29.1%）となっている。有期の契約のうち、「6 か月超 1 年以下」が 284 万人（女性雇用者総数に占める割合 10.0%）と最も多く、次いで「1 年超 3 年以下」155 万人（同 5.5%）、「3 か月超 6 か月以下」86 万人（同 3.0%）の順となっている。

男性は「無期の契約」が 2,200 万人（男性雇用者総数に占める割合 66.8%）、「有期の契約」は 615 万人（同 18.7%）となっている。有期の契約のうち「6 か月超 1 年以下」が 206 万人（男性雇用者総数に占める割合 6.3%）と最も多く、次いで「1 年超 3 年以下」104 万人（同 3.2%）、「5 年超」76 万人（同 2.3%）の順となっている。

（付表 20－3、20－4）

### ② 雇用形態別雇用者数 ～女性は正規の職員・従業員の割合が上昇

役員を除く雇用者数を雇用形態（勤め先での呼称による）別にみると、令和 6 年の女性は、「正規の職員・従業員」が 1,299 万人（前年差 31 万人増、前年比 2.4% 増）、「非正規の職員・従業員」が 1,444 万人（同 3 万人増、同 0.2% 増）となり、「正規の職員・従業員」は 10 年連続で増加した。

「非正規の職員・従業員」のうち「パート・アルバイト」は 1,138 万人（同 4 万人増、同 0.4% 増）、「労働者派遣事業所の派遣社員」は 94 万人（同 1 万人減、同 1.1% 減）、「契約社員・嘱託」は 168 万人（同 2 万人減、同 1.2% 減）、「その他」は 44 万人（同 2 万人増、同 4.8% 増）となった。

女性雇用者総数に占める割合（役員を除く。）は、「正規の職員・従業員」47.4%（前年差 0.6 ポイント上昇）、「非正規の職員・従業員」52.6%（同 0.6 ポイント低下）となった。また、「非正規の職員・従業員」の内訳をみると「パート・アルバイト」41.5%（同 0.4 ポイント低下）、「労働者派遣事業所の派遣社員」3.4%（同 0.1 ポイント低下）、「契約社員・嘱託」6.1%（同 0.2 ポイント低下）、「その他」1.6%（前年同）となった。

男性は、「正規の職員・従業員」が 2,355 万人（前年差 9 万人増、前年比 0.4% 増）、「非正規の職員・従業員」が 682 万人（同 1 万人減、同 0.1% 減）となった。

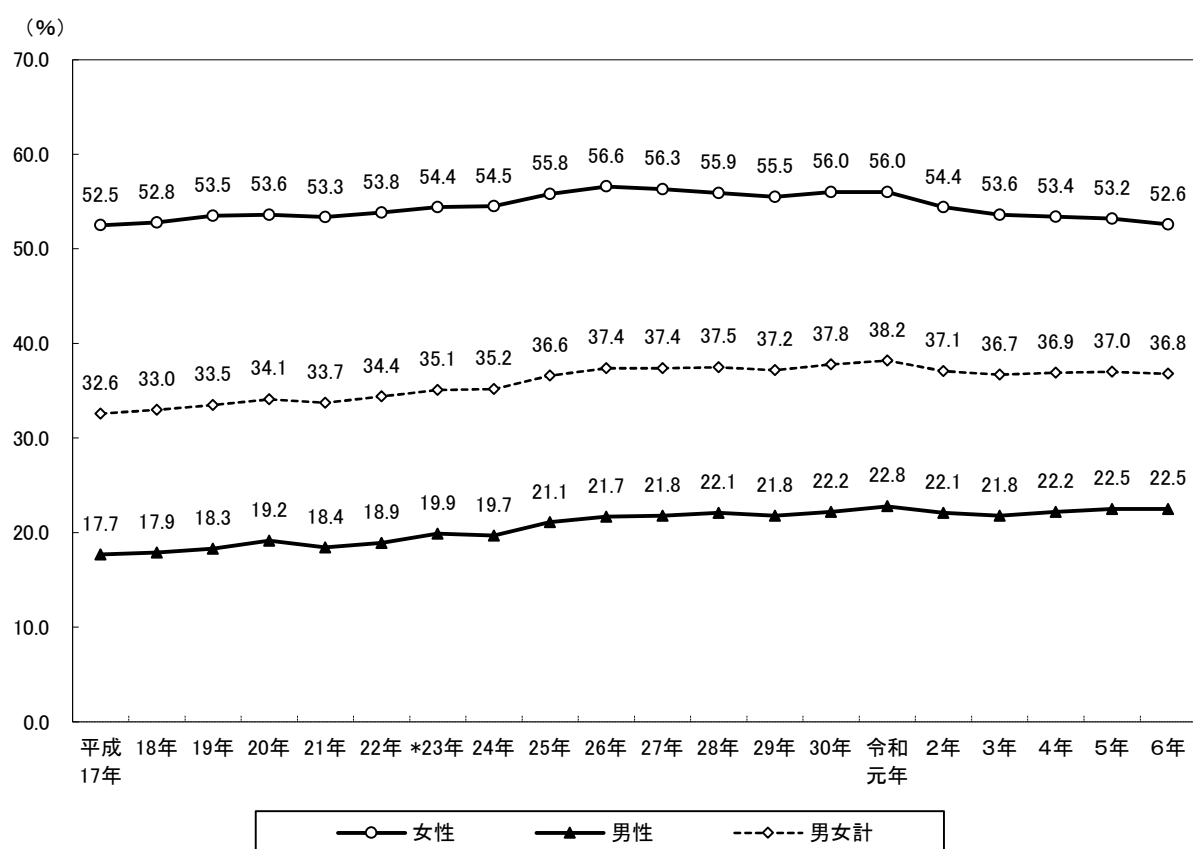
「非正規の職員・従業員」のうち「パート・アルバイト」は 364 万人（前年差 10 万人増、前年比 2.8% 増）、「労働者派遣事業所の派遣社員」は 59 万人（同 2 万人

減、同 3.3%減)、「契約社員・嘱託」は 218 万人 (同 7 万人減、同 3.1%減)、「その他」は 41 万人 (同 2 万人減、同 4.7%減) となっている。

男性雇用者総数に占める割合 (役員を除く。) は、「正規の職員・従業員」77.5% (前年同)、「非正規の職員・従業員」22.5% (前年同) となった。「非正規の職員・従業員」の内訳をみると「パート・アルバイト」12.0% (前年差 0.3 ポイント上昇)、「労働者派遣事業所の派遣社員」1.9% (同 0.1 ポイント低下)、「契約社員・嘱託」7.2% (同 0.2 ポイント低下)、「その他」1.4% (前年同) となった。

(図表 1-2-12, 付表 21-1、21-2)

図表 1-2-12 非正規の職員・従業員の割合の推移



資料出所：総務省「労働力調査」

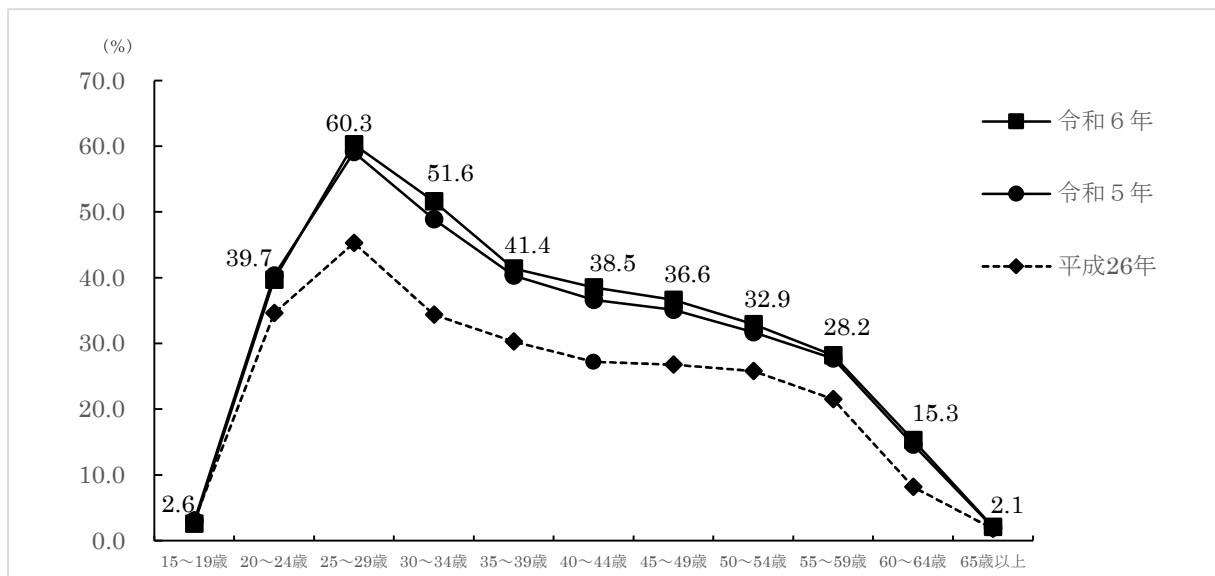
注) 平成 24 年以前は詳細集計の結果を掲載している。

\* 平成 23 年は補完推計値 (2 頁※参照)。

### ③ 年齢階級別正規雇用比率 ～女性の年齢階級別正規雇用比率は L 字カーブを描いている

女性の正規雇用比率（女性の 15 歳以上人口に占める「正規の職員・従業員」の割合）を年齢階級別に見ると、「15～19 歳」が 2.6%、「20～24 歳」が 39.7%、「25～29 歳」が 60.3%、「30～34 歳」が 51.6%、「35～39 歳」が 41.4%、「40～44 歳」が 38.5%、「45～49 歳」が 36.6%、「50～54 歳」が 32.9%、「55～59 歳」が 28.2%、「60～64 歳」が 15.3%、「65 歳以上」が 2.1%となっており、「25 歳～29 歳」をピークとする L 字型の形になっている。（図表 1－2－13）

図表 1－2－13 女性の年齢階級別正規雇用比率



資料出所：総務省「労働力調査」より厚生労働省雇用環境・均等局作成

注：女性の正規雇用比率は、「正規の職員・従業員」/「15 歳以上人口」×100

### (7) 女性の配偶関係別雇用者数

～非農林業女性雇用者数に占める割合は「有配偶」が最も高い

令和 6 年の非農林業女性雇用者数を配偶関係別にみると、「有配偶」が 1,616 万人（非農林業女性雇用者数に占める割合 57.6%）と最も多く、「未婚」は 852 万人（同 30.4%）、「死別・離別」は 313 万人（同 11.2%）となっている。（付表 22）

### (8) 教育別雇用者数の構成比

総務省「労働力調査（詳細集計）」により、役員を除く雇用者数を教育の状況別にその構成比をみると、令和 6 年の女性は、「在学中」が 4.4%（前年差 0.1 ポイント上昇）、「小学・中学・高校・旧中卒」が 39.7%（同 0.8 ポイント低下）、「短

大・高専卒」が 28.2%（同 0.2 ポイント低下）、「大学卒」が 24.4%（同 0.8 ポイント上昇）、「大学院卒」が 1.8%（同 0.1 ポイント上昇）となっている。

男性は、「在学中」が 4.0%（前年差 0.3 ポイント上昇）、「小学・中学・高校・旧中卒」が 42.5%（同 1.2 ポイント低下）、「短大・高専卒」が 11.4%（同 0.5 ポイント上昇）、「大学卒」が 35.1%（同 0.4 ポイント上昇）、「大学院卒」が 5.6%（同 0.1 ポイント上昇）となっている。（付表 26）

## **(9) 一般労働者の平均勤続年数、平均年齢**

### **① 一般労働者の平均勤続年数**

**～女性正社員・正職員 10.4 年、正社員・正職員以外 8.6 年**

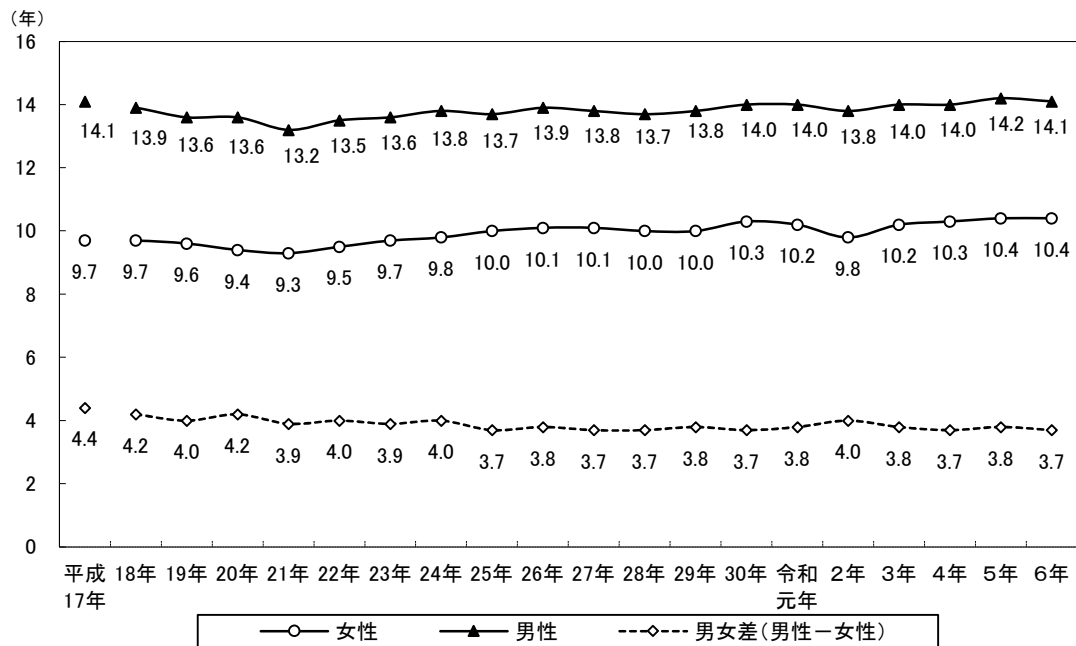
厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（10 人以上の常用労働者を雇用する民営事業所。以下「企業規模 10 人以上」という。）により、令和 6 年の一般労働者の平均勤続年数をみると、正社員・正職員の女性は 10.4 年（前年 10.4 年）、男性は 14.1 年（同 14.2 年）と、女性は前年と同じ、男性は 0.1 年短くなり、男女差は 3.7 年であった。

また、正社員・正職員以外の女性は 8.6 年（前年 8.3 年）、男性は 12.0 年（同 11.1 年）と、前年に比べ女性は 0.3 年、男性は 0.9 年長くなり、男女差は 3.4 年であった。

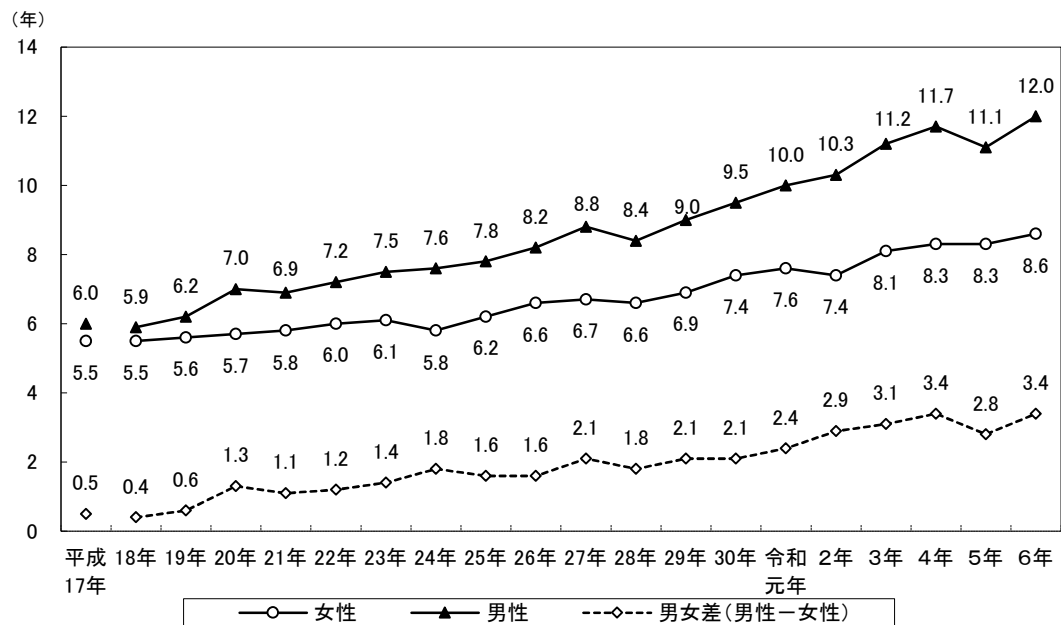
（図表 1－2－14、付表 27）



図表 1－2－14 一般労働者の平均勤続年数の推移  
〔正社員・正職員〕



〔正社員・正職員以外〕



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- 注) 1 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。  
 2 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。  
 3 「正社員・正職員」は事業所で正社員、正職員とする者をいい、「正社員・正職員以外」とは、「正社員・正職員」に該当しない者をいう。  
 4 企業規模10人以上の結果を集計している。  
 5 平成30年から、常用労働者の定義が変更されている。(変更前：1か月を超える期間を定めて雇われている者、変更後：1か月以上の期間を定めて雇われている者)  
 6 平成30年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。  
 7 令和2年より推計方法を変更している。  
 8 7に伴い、平成18年から令和元年は、令和2年以降と同様の推計方法を用いた結果を掲載している。

## ② 一般労働者の平均年齢

～女性正社員・正職員 41.1 歳、正社員・正職員以外 48.2 歳

令和 6 年の一般労働者の平均年齢は、正社員・正職員の女性は 41.1 歳（前年 40.9 歳）、男性は 43.8 歳（同 43.6 歳）であり、男女ともに 0.2 歳高くなった。

また、正社員・正職員以外の女性は 48.2 歳（前年 47.6 歳）、男性は 53.3 歳（同 52.3 歳）であり、前年に比べ女性は 0.6 歳、男性は 1.0 歳高くなった。

（付表 28）

### 第3節 労働市場の状況

#### 1 一般職業紹介状況 ～新規求人倍率は上昇、有効求人倍率は減少

厚生労働省「職業安定業務統計」により、新規学卒者及びパートタイムを除く一般職業紹介状況をみると、令和6年平均の新規求人数（男女計）は、月あたり51万639人と前年に比べ1万4,215人減少（前年比2.7%減）した。

新規求職者数（男女計）は、23万918人と前年に比べ8,645人減少（前年比3.6%減）し、15年連続で減少となった。

新規求人倍率は2.21倍と前年に比べて0.02ポイント上昇した。また、有効求人倍率は1.28倍と前年と比べて0.03ポイント減少した。（付表32）

#### 2 一般労働者の入職・離職状況

##### (1) 一般労働者の入職者数、離職者数 ～入職者数、女性は増加、男性は減少

厚生労働省「雇用動向調査」により、一般労働者（常用労働者のうち、パートタイム労働者（常用労働者のうち、1日の所定内労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が少ない者）を除く者）の労働移動の状況をみると、令和6年上半期の女性の入職者数は130万4,800人（前年同期差1万7,400人増、前年同期比1.4%増）となった。一方、女性の離職者数は111万1,800人（同1万900人減、同1.0%減）となった。

男性については、一般労働者の入職者数は151万100人（前年同期差1万6,900人減、前年同期比1.1%減）、離職者数は140万3,600人（同1万7,500人減、同1.2%減）となった。（付表33-1）

##### (2) 一般労働者の入職率、離職率 ～男女とも入職超過

令和6年上半期の女性の一般労働者の入職率（年初の常用労働者に対する入職者の割合）は9.4%（前年同期9.4%）、離職率（年初の常用労働者に対する離職者の割合）は8.0%（同8.2%）となっており、1.4ポイントの入職超過となっている。

男性の入職率は6.6%（前年同期6.5%）、離職率は6.1%（同6.0%）となっており、0.5ポイントの入職超過となっている。（付表33-2）

##### (3) 職歴別一般労働者への入職者の状況 ～転職入職者、女性は増加、男性は減少

令和6年上半期の入職者のうち一般労働者の職歴（入職前1年間の就業経験の有無）をみると、女性の入職者数は130万4,800人（前年同期128万7,400人）であり、そのうち「転職入職者」（当該事業所に入職する前1年間に就業経験のある者）は79万4,500人、「未就業入職者」（当該事業所に入職する前1年間に就業経験がな

かった者)は51万300人となっており、前年同期に比べ「転職入職者」は3万600人増となっている。また「未就業入職者」のうち「新規学卒者」(当該事業所に入職する前1年間に就業していなかった者で調査年に学校を卒業した者)が38万2,400人(前年同期差5万7,900人減)、「新規学卒者以外」が12万7,900人(同4万4,700人増)となっている。

職歴別の構成比は「転職入職者」が前年同期に比べ1.6ポイント上昇し60.9%、「未就業入職者」が1.6ポイント低下し39.1%となっている。「未就業入職者」のうち「新規学卒者」は29.3%(前年同期差4.9ポイント低下)、「新規学卒者以外」は9.8%(同3.3ポイント上昇)となっている。(付表35-1、35-2)

男性の入職者数は151万100人(前年同期152万7,000人)であり、そのうち「転職入職者」は98万1,400人、「未就業入職者」は52万8,700人となっており、前年同期に比べ「転職入職者」は1万7,600人減となっている。また「未就業入職者」については「新規学卒者」が39万800人(前年同期差3万2,900人減)、「新規学卒者以外」が13万7,900人(同3万3,600人増)となっている。

職歴別の構成比は「転職入職者」が前年同期に比べ0.4ポイント低下し65.0%、「未就業入職者」が0.4ポイント増加し35.0%となっている。「未就業入職者」のうち「新規学卒者」は25.9%(前年同期差1.8ポイント低下)、「新規学卒者以外」は9.1%(同2.3ポイント上昇)となっている。(付表36-1、36-2)

### 3 新規学卒者の就職状況

#### (1) 新規高等学校卒業者、新規大学卒業者の就職率

##### ① 新規高等学校卒業者の就職率 ～女子は低下、男子は前年同

文部科学省「令和6年3月新規高等学校卒業者の就職状況(令和6年3月末現在)に関する調査」により、就職を希望する高等学校新卒者の就職状況をみると、令和6年3月卒業者の就職率(令和6年3月末現在)は98.0%(前年同)であった。これを男女別にみると、女子は前年に比べ0.1ポイント低下し97.2%、男子は前年と同じ98.4%となっており、女子が男子を1.2ポイント下回っている。

(付表 38)

##### ② 新規大学卒業者の就職率 ～男子・女子とも上昇

厚生労働省・文部科学省「大学等卒業者の就職状況調査」により、令和6年3月大学(学部)卒業者の就職状況(令和6年4月1日現在)をみると、就職率は98.1%となっている。これを男女別にみると、女子は、98.3%、男子は97.9%であり、前年と比べると女子は1.0ポイント、男子は0.6ポイント上昇した。(付表 39)

## (2) 学歴別新規学卒就職者数 ～男子・女子とも大学卒の割合が過去最高

文部科学省「学校基本調査」により、令和6年3月の新規学卒就職者数を学歴別にみると、女子は大学卒業者が22万6,940人と最も多く、次いで高等学校卒業者4万6,817人、短期大学卒業者2万8,068人、中学校卒業者336人の順となっている。前年と比べると、大学卒業者は2,397人増加した。高等学校卒業者は3,382人減、短期大学卒業者は2,105人減、中学校卒業者は25人増となっている。

また、学歴別の構成比をみると、大学卒業者は前年に比べ1.5ポイント上昇し75.1%となり、中学校卒業者は前年同、高等学校卒業者は0.9ポイント低下、短期大学卒業者は0.6ポイント低下し、それぞれ0.1%、15.5%、9.3%となった。

男子は大学卒業者が22万4,854人と最も多く、次いで高等学校卒業者8万1,703人、短期大学卒業者2,755人、中学校卒業者1,398人の順となっている。前年と比べると、大学卒業者は1,324人増加した。高等学校卒業者は4,607人減、短期大学卒業者は183人減、中学校卒業者は9人増となった。

また、学歴別の構成比をみると、大学卒業者は前年に比べ1.2ポイント上昇し72.4%となった一方、高等学校卒業者は1.2ポイント低下し、26.3%となった。中学校卒業者は前年と同じ0.4%、短期大学卒業者も前年と同じ0.9%となった。

(付表40-1、40-2)

## (3) 高等学校卒業者の就職状況

### ① 卒業者数、就職者数、卒業者に占める就職者割合

#### ～卒業者に占める就職者割合は男女とも低下

令和6年3月の女子の高等学校卒業者数は、45万1,659人（前年数47万4,781人）であり、うち就職者数は4万6,817人（前年比6.7%減）、卒業者に占める就職者の割合は10.4%と、前年に比べ0.2ポイント低下した。

男子は高等学校卒業者数が46万7,191人（前年数48万7,228人）であり、うち就職者数は8万1,703人（前年比5.3%減）、卒業者に占める就職者の割合は17.5%と、前年に比べ0.2ポイント低下した。

(付表40-1、41)

### ② 産業別新規学卒就職者 ～男女とも「製造業」が最も多い

令和6年3月に高等学校を卒業した者のうち、就職者を産業別にみると、女子は「製造業」が31.7%、「卸売業、小売業」が14.3%、「医療、福祉」が8.8%、「宿泊業、飲食サービス業」が8.5%、「生活関連サービス業、娯楽業」が7.5%と、この5産業で全体の70.8%を占めている。前年と比べると「製造業」は0.4ポイントの減少、「卸売業、小売業」は前年と同じ、「医療、福祉」は1.4ポイントの低下、「宿泊業、飲食サービス業」は0.9ポイントの上昇、「生活関連サービ

ス業、娯楽業」は0.4ポイントの上昇となった。

男子も、「製造業」が45.4%と最も多く、次いで「建設業」13.2%、「公務（他に分類されるものを除く）」8.7%となっている。前年に比べると「製造業」は0.7ポイントの低下、「建設業」は0.1ポイントの低下、「公務（他に分類されるものを除く）」は0.3ポイントの低下となった。（付表 42-2）

### ③ 職業別学卒就職者 ～男女ともに「生産工程従事者」が多い

職業別にみると、女子は「生産工程従事者」が25.5%で最も多く、次いで「事務従事者」23.7%、「サービス職業従事者」22.9%の順となっている。男子は「生産工程従事者」が46.1%を占め、次いで「専門的・技術的職業従事者」11.0%、「建設・採掘従事者」9.9%の順となっている。（付表 45-2）

## (4) 短期大学卒業者の就職状況

### ① 卒業生数、就職者数、卒業生に占める就職者割合

#### ～卒業生に占める就職者割合が男女とも上昇

令和6年3月の女子の短期大学卒業生数は、3万4,578人（前年数3万7,444人）であり、うち就職者数は2万8,068人（前年比7.0%減）、卒業生に占める就職者の割合は81.2%と、前年に比べ0.6ポイント上昇した。

男子は卒業生数が4,528人（前年数4,869人）であり、うち就職者数は2,755人（前年比6.2%減）、卒業生に占める就職者の割合は60.8%と、前年に比べ0.5ポイント上昇した。（付表 40-1、41）

### ② 産業別学卒就職者 ～男女とも「医療、福祉」が最も多い

令和6年3月に短期大学を卒業した者のうち、女子の就職者を産業別にみると、「医療、福祉」が42.7%と最も多く、次いで「教育、学習支援業」19.1%、「卸売業、小売業」9.6%の順となっている。前年に比べると「医療、福祉」は1.0ポイントの低下、「教育、学習支援業」は0.3ポイントの低下、「卸売業、小売業」は0.2ポイントの上昇となった。

男子も「医療、福祉」が24.5%と最も多く、次いで「卸売業、小売業」19.9%、「製造業」9.7%の順となっている。前年に比べると「医療、福祉」は2.6ポイントの低下、「卸売業、小売業」は1.5ポイントの低下、「製造業」は前年と同じとなった。（付表 43-2）

### ③ 職業別学卒就職者 ～男女とも「専門的・技術的職業従事者」が最も多い

職業別にみると、女子は「専門的・技術的職業従事者」が63.3%と最も多く、

次いで「事務従事者」15.3%、「サービス職業従事者」10.7%、「販売従事者」8.3%の順となっている。男子も、「専門的・技術的職業従事者」が39.7%と最も多く、次いで「サービス職業従事者」19.3%、「生産工程従事者」12.7%の順となっている。

(付表 46-2)

## (5) 大学卒業者の就職状況

### ① 卒業者数、就職者数、卒業者に占める就職者割合

#### ～卒業者に占める就職者割合が男女ともに上昇

令和6年3月の女子の大学卒業者数は、27万7,576人（前年数27万6,561人）であり、うち就職者数は22万6,940人（前年比1.1%増）、卒業者に占める就職者の割合は81.8%と、前年と比べ0.6ポイント上昇した。

男子は、卒業者数が31万2,911人（前年数31万3,601人）であり、うち就職者数は22万4,854人（前年比0.6%増）、卒業者に占める就職者の割合は71.9%と、前年に比べ0.6ポイント上昇した。

(付表 40-1、41)

### ② 産業別学卒就職者

#### ～女子は「医療、福祉」、男子は「卸売業、小売業」が最も多い

令和6年3月に大学を卒業した者のうち、女子の就職者を産業別にみると、「医療、福祉」が20.9%と最も多く、次いで「卸売業、小売業」12.9%、「教育、学習支援業」9.6%、「情報通信業」9.5%、「製造業」8.5%の順となっている。前年に比べると「医療、福祉」は0.9ポイントの低下、「卸売業、小売業」は0.6ポイントの低下、「教育、学習支援業」は0.1ポイントの低下、「情報通信業」は0.2ポイントの低下、「製造業」は0.4ポイントの上昇であった。

男子は「卸売業、小売業」が14.5%と最も多く、次いで「情報通信業」13.7%、「製造業」13.1%、「サービス業（他に分類されないもの）」7.9%、「公務（他に分類されるものを除く）」7.3%の順となっている。前年に比べると「卸売業、小売業」は0.5ポイントの低下、「製造業」は0.1ポイントの上昇、「情報通信業」は同様、「サービス業（他に分類されないもの）」は0.3ポイントの低下、「公務（他に分類されるものを除く）」は0.1ポイントの上昇であった。

(付表 44-2)

### ③ 職業別学卒就職者 ～男女とも「専門的・技術的職業従事者」が最も多い

職業別にみると、女子は「専門的・技術的職業従事者」が43.4%と最も多く、次いで「事務従事者」26.8%、「販売従事者」19.1%の順となっている。男子も「専

門的・技術的職業従事者」が 39.0%と最も多く、次いで「販売従事者」27.4%、  
「事務従事者」21.3%の順となっている。 (付表 47－2)



## 第4節 労働条件等の状況

### 1 賃 金

#### (1) 一般労働者の賃金

##### ① 正社員・正職員

～女性、男性ともに、きまって支給する現金給与額、所定内給与額が前年を上回る

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（企業規模 10 人以上）によると、令和 6 年の女性一般労働者の正社員・正職員のきまって支給する現金給与額は、31 万 4,600 円（前年比 4.3%増）であった。うち所定内給与額（きまって支給する現金給与額から、超過労働給与額を差し引いた額）は 29 万 4,200 円（同 4.4%増）となり、きまって支給する現金給与額、所定内給与額ともに前年を上回った。

一方、男性のきまって支給する現金給与額については、41 万 4,000 円（前年比 3.6%増）で、うち所定内給与額は 37 万 6,900 円（同 3.7%増）となり、きまって支給する現金給与額、所定内給与額ともに前年を上回った。

（図表 1－4－1，付表 54）

図表 1－4－1 一般労働者の正社員・正職員の賃金実態

|     | きまって支給する現金給与額 |                | 年間賞与その他<br>特別給与額 | 所定内<br>実労働時間数 | 超過<br>実労働時間数 |
|-----|---------------|----------------|------------------|---------------|--------------|
|     | (千円)          | 所定内給与額<br>(千円) |                  | (時間)          | (時間)         |
| 男女計 | 380.0 (366.9) | 348.6 (336.3)  | 1086.5 (1046.0)  | 161 (167)     | 12 (12)      |
| 女性  | 314.6 (301.6) | 294.2 (281.8)  | 815.6 (788.9)    | 159 (164)     | 8 (8)        |
| 男性  | 414.0 (399.6) | 376.9 (363.6)  | 1227.4 (1174.5)  | 162 (168)     | 14 (14)      |

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和 6 年）

- 注) 1 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。  
2 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1 日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は 1 日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも 1 週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。  
3 「正社員・正職員」は事業所で正社員、正職員とする者をいい、「正社員・正職員以外」とは、「正社員・正職員」に該当しない者をいう。  
4 企業規模 10 人以上の結果を集計している。  
5 表中（ ）書きは前年の数値である。

## ② 正社員・正職員以外

～女性、男性ともに、きまって支給する現金給与額、所定内給与額が前年を上回る

令和6年の女性一般労働者の正社員・正職員以外のきまって支給する現金給与額は、22万2,700円（前年比2.9%増）、うち所定内給与額は21万300円（同3.3%増）となり、きまって支給する現金給与額、所定内給与額ともに前年を上回った。

一方、男性のきまって支給する現金給与額については、28万2,500円（前年比1.8%増）、うち所定内給与額は25万9,200円（同1.6%増）となり、きまって支給する現金給与額、所定内給与額ともに前年を上回った。

（図表1－4－2, 付表54）

図表1－4－2 一般労働者の正社員・正職員以外の賃金実態

|     | きまって支給する現金給与額 |                | 年間賞与その他<br>特別給与額 | 所定内<br>実労働時間数 | 超過<br>実労働時間数 |
|-----|---------------|----------------|------------------|---------------|--------------|
|     | (千円)          | 所定内給与額<br>(千円) |                  |               |              |
| 男女計 | 250.7 (243.9) | 233.1 (226.6)  | 249.6 (211.9)    | 157 (161)     | 8 (9)        |
| 女性  | 222.7 (216.5) | 210.3 (203.5)  | 159.5 (133.9)    | 155 (159)     | 7 (7)        |
| 男性  | 282.5 (277.6) | 259.2 (255.0)  | 352.5 (307.9)    | 159 (163)     | 11 (11)      |

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和6年）

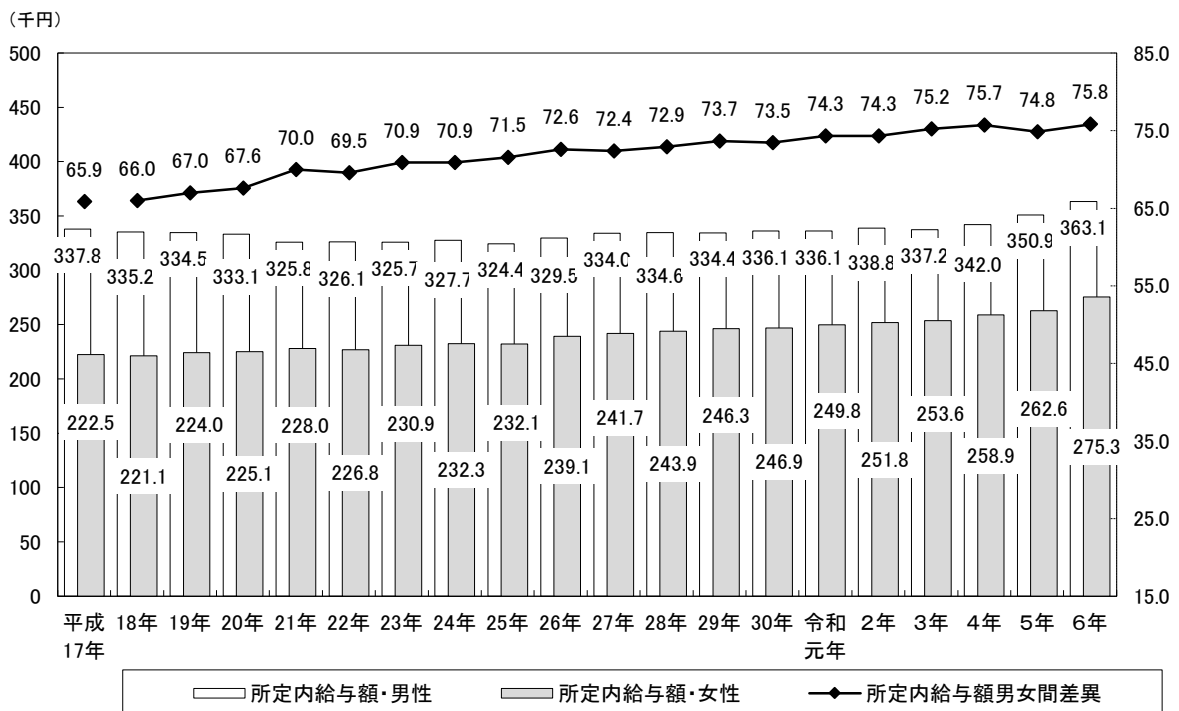
- 注) 1 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。  
 2 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。  
 3 「正社員・正職員」は事業所で正社員、正職員とする者をいい、「正社員・正職員以外」とは、「正社員・正職員」に該当しない者をいう。  
 4 企業規模10人以上の結果を集計している。  
 5 表中（ ）書きは前年の数値である。

## (2) 男女間賃金差異

### ① 一般労働者の男女間賃金差異 ～所定内給与額の男女間賃金差異は 75.8

令和 6 年の一般労働者（常用労働者のうち短時間労働者以外の者）の所定内給与額は女性が 27 万 5,300 円、男性は 36 万 3,100 円となっており、男女間の賃金差異（男性＝100.0 とした場合の女性の所定内給与額）は 75.8（前年 74.8）となっている。（図表 1－4－3、付表 54）

図表 1－4－3 一般労働者の所定内給与額及び男女間賃金差異の推移



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- 注) 1 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。  
 2 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1 日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は 1 日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも 1 週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。  
 3 「正社員・正職員」は事業所で正社員、正職員とする者をいう。  
 4 企業規模 10 人以上の結果を集計している。  
 5 男女間差異は、男性の所定内給与額を 100.0 とした場合の女性の所定内給与額を次の式により算出した。  

$$\text{所定内給与額の男女間差異} = \frac{\text{女性の所定内給与額}}{\text{男性の所定内給与額}} \times 100$$
  
 6 平成 30 年より、次のとおり常用労働者の定義が変更されている。（平成 29 年までは 1 か月を超える期間）。  
 常用労働者… 1 か月以上の期間を定めて雇われている者  
 7 平成 30 年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。  
 8 令和 2 年より推計方法を変更している。  
 9 ※平成 18～令和元年は令和 2 年以降と同じ推計方法で集計した数値を掲載したものである。

この差異について、学歴や年齢、勤続年数、役職（部長級、課長級、係長級などの役職）の違いによって生じる賃金差異生成効果（女性の労働者構成が男性と同じであると仮定して算出した女性の平均所定内給与額を用いて男性との比較を行った場合に、差異がどの程度縮小するかをみて算出）を算出すると、役職の違いによる影響が 8.8 と最も大きく、そのほか勤続年数の違いによる影響も 3.6 と大きくなっている。

その他の項目による影響は、学歴が 2.2、労働時間が 1.9、年齢が 0.6、企業規模が 0.1、産業が-1.3 となっている。（図表 1－4－4、付表 54）

図表 1－4－4  
男女間の賃金差異の要因（単純分析）

| 調整した事項 | 男女賃金差異              |                     | 男女間差異の縮小の程度<br>②－① |
|--------|---------------------|---------------------|--------------------|
|        | 男女間差異<br>(原数値)<br>① | 男女間差異<br>(調整後)<br>② |                    |
| 役職     | 75.8                | 84.6                | 8.8                |
| 勤続年数   |                     | 79.4                | 3.6                |
| 学歴     |                     | 78.0                | 2.2                |
| 労働時間   |                     | 77.7                | 1.9                |
| 年齢     |                     | 76.4                | 0.6                |
| 企業規模   |                     | 75.9                | 0.1                |
| 産業     |                     | 74.5                | -1.3               |

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和 6 年）より厚生労働省雇用環境・均等局算出。

注） 1 「原数値」は男性 100 に対する、実際の女性の賃金水準

2 「調整後」は女性の各要因の労働者構成が男性と同じと仮定した場合の賃金水準

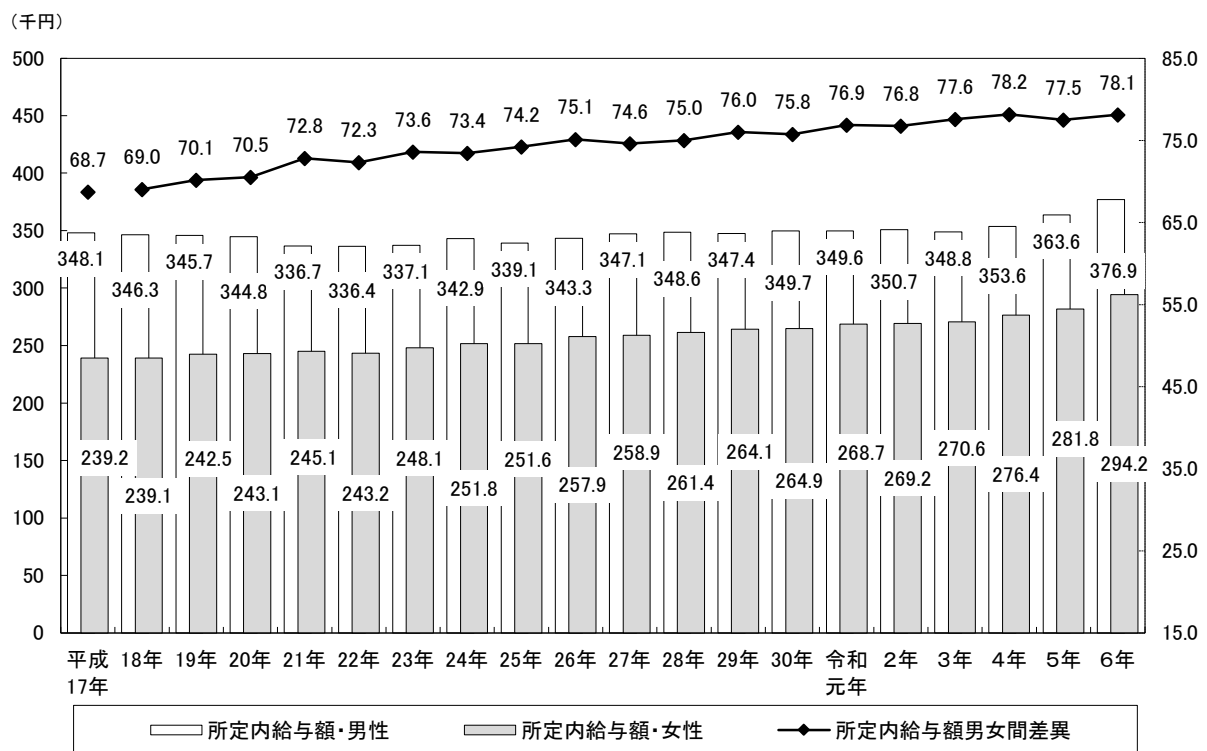
## ② 雇用形態別男女間の賃金差異

### ～正社員・正職員の所定内給与額の男女間賃金差異は 78.1

一般労働者の正社員・正職員の男女間の賃金差異（男性＝100.0 とした場合の女性の給与額（又は所定内給与額））は、きまって支給する現金給与額で 76.0（前年 75.5）、所定内給与額で 78.1（同 77.5）となった。正社員・正職員以外については、きまって支給する現金給与額で 78.8（前年 78.0）、所定内給与額で 81.1（同 79.8）となった。

（図表 1－4－5，付表 54）

図表 1－4－5  
一般労働者の正社員・正職員の所定内給与額及び男女間賃金差異の推移



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- 注) 1 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。  
 2 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。  
 3 「正社員・正職員」は事業所で正社員、正職員とする者をいう。  
 4 企業規模10人以上の結果を集計している。  
 5 男女間差異は、男性の所定内給与額を100.0とした場合の女性の所定内給与額を次の式により算出した。  

$$\text{所定内給与額の男女間差異} = \frac{\text{女性の所定内給与額}}{\text{男性の所定内給与額}} \times 100$$
  
 6 平成30年より、次のとおり常用労働者の定義が変更されている。（平成29年までは1か月を超える期間）。  
 常用労働者…1か月以上の期間を定めて雇われている者  
 7 平成30年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。  
 8 令和2年より推計方法を変更している。  
 9 ※平成18～令和元年は令和2年以降と同じ推計方法で集計した数値を掲載したものである。

### (3) 新規学卒者の学歴別所定内給与及び男女間差異

#### ～所定内給与は高校卒、大学卒で増加

新規学卒者（令和6年3月卒）の所定内給与は、女性は高校卒で19万1,700円（前年比4.6%増）、大学卒で24万4,900円（同4.5%増）であった。

また、男性は高校卒で20万500円（前年比6.1%増）、大学卒で25万1,300円（同4.6%増）であった。

新規学卒者の所定内給与について男女間の差異（男性＝100.0とした場合の女性の所定内給与）をみると、高校卒で95.6（前年差1.3ポイント低下）、大学卒で97.5（前年同）となっている。（付表60）

## 2 労働時間

### (1) 常用労働者の総実労働時間、所定内労働時間、出勤日数

#### ～総実労働時間数、女性は増加、男性は減少

厚生労働省「毎月勤労統計調査」（事業所規模5人以上）によると、令和6年の女性常用労働者1人平均月間総実労働時間は120.5時間（前年差1.8時間増、前年比1.5%増）、うち所定内労働時間は114.7時間（同1.5時間増、同1.3%増）、所定外労働時間は5.8時間（同0.3時間増、同5.5%増）であった。前年と比べると、総実労働時間、所定外労働時間はともに増加した。

男性は総実労働時間152.1時間（前年差0.5時間減、前年比0.3%減）、うち所定内労働時間は138.1時間（同0.3時間減、同0.2%減）、所定外労働時間は14.0時間（同0.2時間減、同1.4%減）であり、前年と比べると、総実労働時間、所定外労働時間ともに減少した。

また、平均月間出勤日数は、女性16.8日（前年差0.1日増、前年比0.6%増）、男性18.5日（前年同）であった。（付表61）

### (2) 産業別労働時間、出勤日数

#### ～女性の労働時間は「情報通信業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」で長い

女性の産業別の総実労働時間数は、「情報通信業」147.0時間（前年差2.1時間増、前年比1.4%増）と「鉱業、採石業、砂利採取業」146.2時間（同0.9時間増、同0.6%増）で長く、「宿泊業、飲食サービス業」79.7時間（同0.1時間減、同0.1%減）、「生活関連サービス業、娯楽業」110.4時間（同2.2時間減、同2.0%減）及び「卸売業、小売業」112.5時間（同0.1時間減、0.1%減）で短くなっている。

女性の産業別の出勤日数は、「鉱業、採石業、砂利採取業」19.0日（前年差0.1日減、前年比0.5%減）で多く、「宿泊業、飲食サービス業」13.1日（同0.1日減、同0.8%減）で少なくなっている。（付表62－1）

### 3 勤労者世帯の家計

#### (1) 勤労者世帯の収入 ～平均実収入 4.6%増

総務省「家計調査」によると、令和6年の二人以上の世帯のうち勤労者世帯（農林漁家世帯を含む。以下同じ。）1世帯当たりの1か月の平均実収入は63万6,155円（前年比4.6%増）で、内訳をみると、世帯主の収入は46万1,446円（同4.4%増）、配偶者（うち女性）の収入が10万1,629円（同7.1%増）であった。（付表80）

また、二人以上の世帯のうち勤労者世帯の中で、核家族世帯について、1か月の平均実収入を共働き世帯と世帯主のみ働いている世帯とで比較してみると、共働き世帯の実収入は1世帯あたり1か月71万3,215円（前年比2.9%増）、世帯主のみ働いている世帯は56万9,690円（同8.5%増）となっており、共働き世帯は世帯主のみ働いている世帯を14万3,525円上回っている。

なお、核家族共働き世帯の世帯主の勤め先収入は49万2,510円（前年比3.5%増）であり、世帯主のみ働いている世帯は49万5,110円（同7.4%増）で、世帯主のみ働いている世帯が共働き世帯を2,600円上回っている。

一方、核家族共働き世帯の妻の勤め先収入は18万4,271円（前年比2.5%増）で、実収入に占める割合は25.8%となり、前年の25.9%に比べ0.1ポイント低下した。  
（付表81）

#### (2) 勤労者世帯の消費支出 ～消費支出 2.0%増

令和6年の勤労者世帯1世帯あたり1か月の消費支出は32万5,137円（前年比2.0%増）となった。  
（付表80）

消費支出の内訳の構成比を核家族共働き世帯（消費支出34万1,341円）と世帯主のみ働いている核家族世帯（同31万45円）で比較してみると、共働き世帯の方が「被服及び履物」、「交通・通信」、「教育」、「教養娯楽」等について高くなっており、「住居」等は低くなっている。  
（付表81）

## 第5節 短時間労働者の状況

### 1 短時間労働者の就業状況

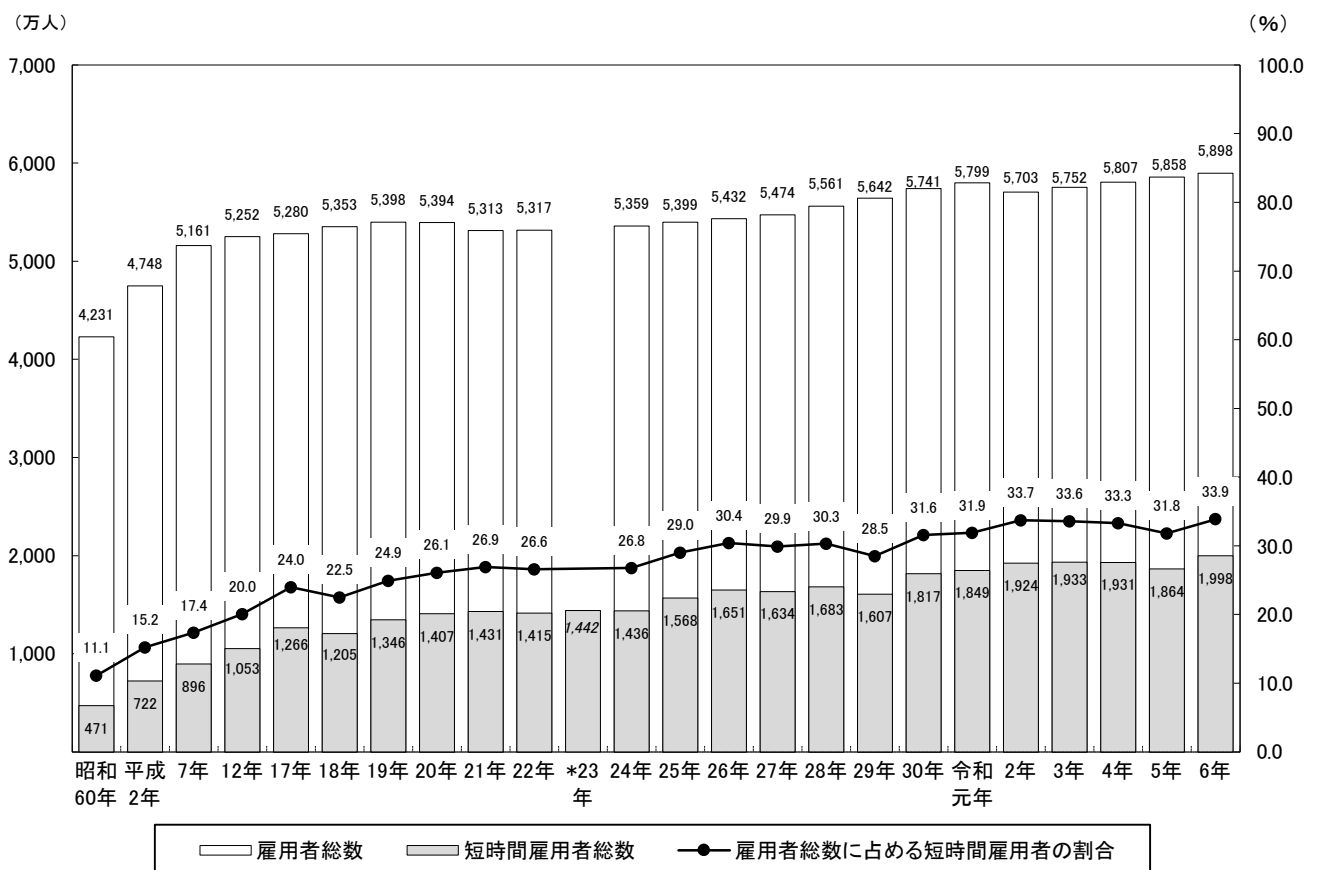
#### (1) 短時間雇用者数、雇用者総数に占める短時間雇用者の割合

～雇用者総数に占める短時間雇用者の割合は 33.9%

総務省「労働力調査」によると、非農林業雇用者（休業者を除く。以下同じ。）のうち週間就業時間が 35 時間未満の雇用者（以下「短時間雇用者」という。）は、令和 6 年には 1,998 万人（男女計）となり、前年に比べ 134 万人増加した。非農林業雇用者総数（5,898 万人）に占める短時間雇用者の割合は 33.9% となり、2.1 ポイント上昇した。

（図表 1－5－1，付表 82）

図表 1－5－1 短時間雇用者数及び雇用者総数に占める短時間雇用者の割合の推移



資料出所：総務省「労働力調査」

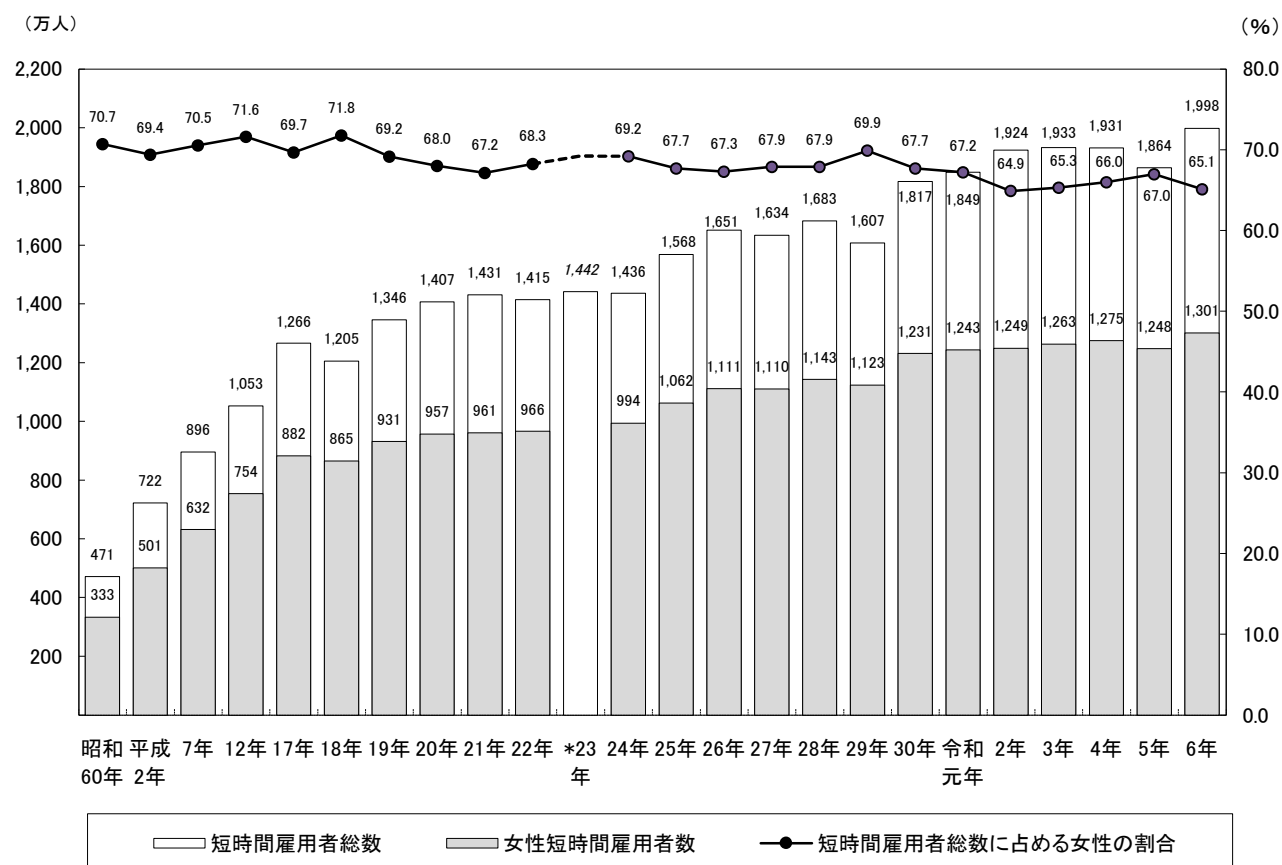
- 注) 1 「短時間雇用者」は、非農林業雇用者（休業者を除く。）のうち、週間就業時間 35 時間未満の者をいう。  
 2 雇用者総数は農林業及び休業者を除く。  
 3 平成 23 年の「短時間雇用者総数」（斜体）は、補完推計値を平成 22 年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値。なお、「雇用者総数」については、遡及推計値が公表されていないため、表章していない。



(2) 男女別短時間雇用者数、短時間雇用者割合 ～短時間雇用者数は男女とも増加  
非農林業の短時間雇用者数を男女別にみると、女性は1,301万人（前年差53万人増、前年比4.2%増）、男性は697万人（同81万人増、同13.1%増）となった。

なお、短時間雇用者総数に占める女性の割合は65.1%となり、前年に比べ1.9ポイント低下した。  
(図表1-5-2, 付表82)

図表1-5-2 短時間雇用者数及び短時間雇用者総数に占める女性割合の推移



資料出所：総務省「労働力調査」

- 注) 1 「短時間雇用者」は、非農林業雇用者（休業者を除く。）のうち、週間就業時間35時間未満の者をいう。  
2 平成23年の「短時間雇用者総数」（斜体）は、補完推計値を平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値。なお、「女性短時間雇用者数」については、遡及推計値が公表されていないため、表章していない。

### (3) 産業別短時間雇用者数

#### ① 産業別短時間雇用者数 ～男女とも「卸売業，小売業」が最も多い

令和6年の非農林業の女性の短時間雇用者数を産業別にみると、「卸売業，小売業」が290万人（女性短時間雇用者総数に占める割合22.3%）と最も多く、次いで「医療，福祉」が288万人（同22.1%）、「宿泊業，飲食サービス業」164万人（同12.6%）、「製造業」104万人（同8.0%）の順となっている。

男性は「卸売業，小売業」が113万人（男性短時間雇用者総数に占める割合16.2%）と最も多く、次いで「製造業」107万人（同15.4%）、「サービス業（他に分類されないもの）」67万人（同9.6%）、「宿泊業，飲食サービス業」62万人（同8.9%）の順となっている。（付表83-1、83-2）

#### ② 短時間雇用者比率（雇用者総数に占める短時間雇用者の割合）

##### ～男女とも「宿泊業，飲食サービス業」の割合が最も高い

雇用者に占める短時間雇用者の割合を産業別にみると、主な産業では、女性は「宿泊業，飲食サービス業」（非農林業女性雇用者に占める割合74.2%）の割合が最も高く、そのほか「卸売業，小売業」（同57.5%）、「サービス業（他に分類されないもの）」（同55.0%）、「生活関連サービス業，娯楽業」（同54.0%）において5割を超えている。

男性は「宿泊業，飲食サービス業」（非農林業男性雇用者に占める割合48.4%）、「生活関連サービス業，娯楽業」（同35.3%）、「教育，学習支援業」（同30.4%）、「不動産業，物品賃貸業」（同29.6%）において割合が高くなっている。

（付表83-2）

### (4) 企業規模別短時間雇用者数

#### ① 企業規模別短時間雇用者数

##### ～女性は「1～29人」、男性は「500人以上」が最も多い

非農林業の女性短時間雇用者数を企業規模別にみると、「1～29人」が404万人（女性短時間雇用者総数に占める割合31.1%）と最も多く、次いで「500人以上」370万人（同28.4%）、「100～499人」219万人（同16.8%）、「30～99人」200万人（同15.4%）の順となっており、「官公」は93万人（同7.1%）となっている。

男性は「500人以上」が221万人（男性短時間雇用者総数に占める割合31.7%）で最も多く、次いで「1～29人」182万人（同26.1%）、「100～499人」122万人（同17.5%）、「30～99人」101万人（同14.5%）の順となっており、「官公」は63万人（同9.0%）となっている。（付表84-1、84-2）

## ② 企業規模別短時間雇用者比率 ～男女とも「1～29 人」が最も高い

非農林業の雇用者に占める短時間雇用者の割合を企業規模別にみると、女性は「1～29 人」が最も高く（女性雇用者に占める割合 57.3%）、次いで「30～99 人」（同 47.7%）、「500 人以上」（同 46.7%）、「100～499 人」（同 42.4%）の順となっている。また、「官公」の女性雇用者に占める割合は 39.1%となっている。

男性も「1～29 人」が最も高く（男性雇用者に占める割合 24.5%）、次いで「30～99 人」（同 21.9%）、「500 人以上」（同 20.5%）、「100～499 人」（同 19.9%）の順となっている。また、「官公」の男性雇用者に占める割合は 22.4%となっている。

（付表 84－2）

## (5) 短時間労働者の労働条件

～女性短時間労働者の平均勤続年数は 6.9 年、1 時間当たり所定内給与額は 1,387 円

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（企業規模 10 人以上）によると、令和 6 年の女性短時間労働者の平均勤続年数は 6.9 年（前年 6.7 年）と、前年に比べ 0.2 年長くなった。男性は 5.4 年（同 5.2 年）であり、前年より 0.2 年長くなった。

令和 6 年の女性短時間労働者の 1 日当たり所定内実労働時間数は 5.2 時間（前年差 0.1 時間減）であった。また、実労働日数は 14.5 日（前年差 0.4 日減）であった。男性の 1 日当たり所定内実労働時間数は 5.2 時間で前年に比べ 0.1 時間短くなった。また、実労働日数は 13.0 日（前年同）であった。

（付表 88）

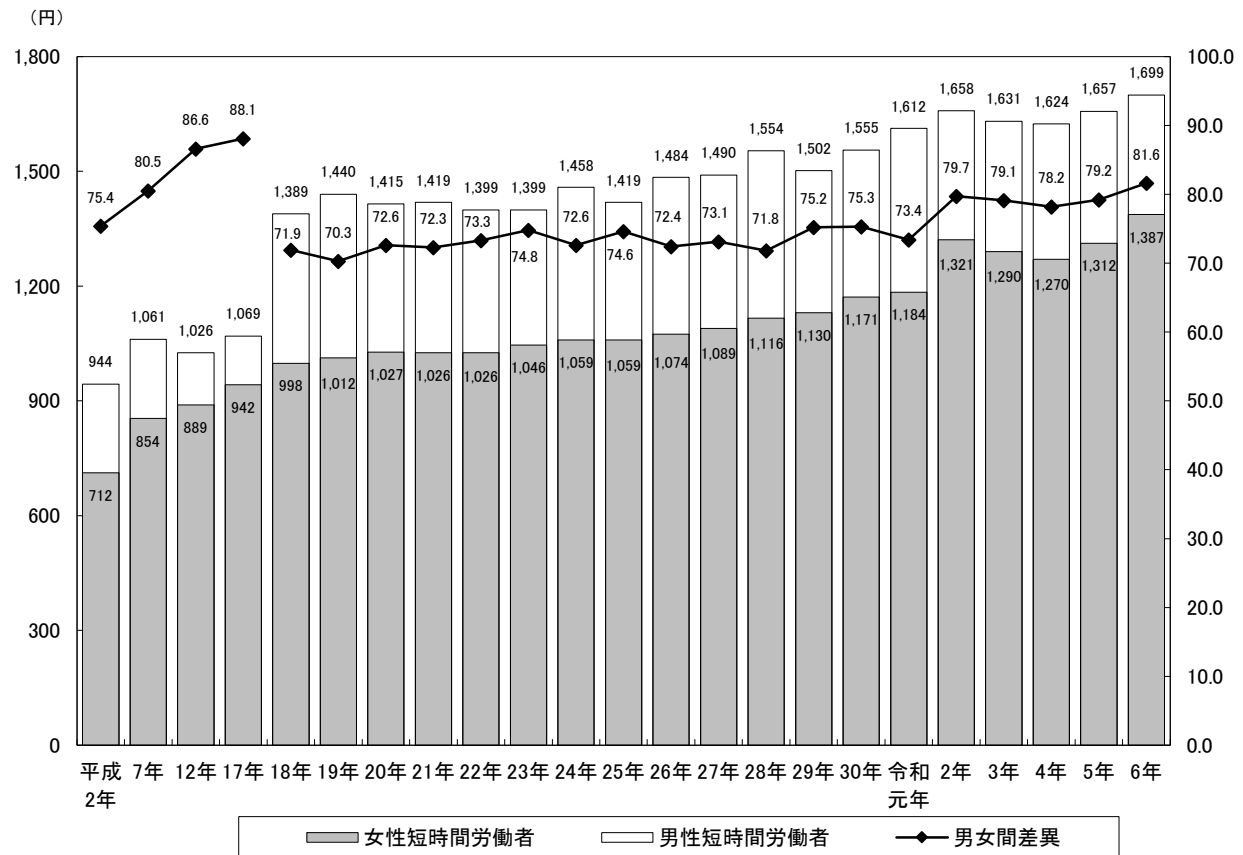
令和 6 年の女性短時間労働者の賃金をみると、1 時間当たりの所定内給与額は 1,387 円で、前年に比べ 75 円増加、一方男性は 1,699 円で、前年に比べ 42 円増加した。また、男女間の賃金差異（男性＝100.0 とした場合の女性の 1 時間当たり所定内給与額）は 81.6（前年 79.2）となった。

（図表 1－5－3、付表 89）

短時間労働者に支給された年間賞与その他特別給与額は、女性は 4 万 9,000 円と前年より 3,700 円増加した。男性は 3 万 8,800 円と前年より 3,600 円増加した。

（付表 91）

図表 1－5－3 短時間労働者の 1 時間当たり所定内給与額と男女間賃金差異の推移



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- 注) 1 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1 日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は 1 日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも 1 週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。
- 2 企業規模 10 人以上の結果を集計している。
- 3 男女間差異は、男性の 1 時間当たり所定内給与額を 100.0 とした場合の女性の 1 時間当たり所定内給与額を次の式により算出した。
- 男女間差異＝女性の 1 時間当たり所定内給与額÷男性の 1 時間当たり所定内給与額×100
- 4 平成 30 年より、次のとおり常用労働者の定義が変更されている。(平成 29 年までは 1 か月を超える期間)。
- 常用労働者… 1 か月以上の期間を定めて雇われている者
- 5 平成 30 年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。
- 6 令和 2 年より推計方法を変更している。
- 7 令和元年までは、1 時間あたり賃金が著しく高い一部の職種の労働者について集計対象から除いていたが、令和 2 年より短時間労働者全体を集計対象に含む調査方法に変更している。
- 8 ※平成 18～令和元年は、令和 2 年以降と同じ推計方法で集計した数値を掲載したものである。

## 2 短時間労働者の労働市場

### (1) パートタイム労働者の職業紹介状況

#### ～新規求人倍率、有効求人倍率ともに減少

厚生労働省「職業安定業務統計」により、令和6年のパートタイム労働者（男女計）の職業紹介状況をみると、新規求人数は、月平均 32 万 5,432 人で、前年に比べ 1 万 6,652 人減少した（前年比 4.9%減）。新規求職者数は、月平均 14 万 296 人であり、529 人の増加（同 0.4%増）となった。新規求人倍率は 2.32 倍で前年の 2.45 倍から 0.13 ポイント低下した。また、有効求人倍率は 1.21 倍となり、前年の 1.31 倍から 0.1 ポイント低下した。（付表 85）

### (2) パートタイム労働者の入職・離職状況

#### ① パートタイム労働者の入職者数、離職者数 ～男女とも入職者、離職者減少

厚生労働省「雇用動向調査（上半期）」により、パートタイム労働者の労働移動の状況をみると、令和6年上半期の女性の入職者数は 110 万 9,300 人となり、前年同期に比べ 27 万 1,800 人減少（前年同期比 19.7%減）した。一方、離職者数は 113 万 5,600 人となり、前年同期に比べ 8 万 3,300 人減少（同 6.8%減）した。

男性については、入職者数が 61 万 5,300 人（前年同期差 19 万 8,300 人減、前年同期比 24.4%減）となり、離職者数は 61 万 1,000 人（同 13 万 6,300 人減、同 18.2%減）となった。（付表 33-1）

#### ② パートタイム労働者の入職率・離職率 ～女性は離職超過、男性は入職超過

令和6年上半期の女性のパートタイム労働者の入職率（年初の常用労働者に対する入職者の割合）は 11.1%（前年同期 13.2%）、離職率（年初の常用労働者に対する離職者の割合）は 11.3%（前年同期 11.6%）となり、0.2 ポイントの離職超過となった。男性の入職率は 16.2%（前年同期 20.0%）、離職率は 16.1%（前年同期 18.4%）となっており、0.1 ポイントの入職超過となった。

（付表 33-2）

#### ③ 職歴別パートタイム労働者の入職者の状況

##### ～女性の転職入職者、未就業入職者ともに減少

令和6年上半期の入職者のうちパートタイム労働者の職歴（入職前1年間の就業経験の有無）をみると、女性の入職者数は 110 万 9,300 人（前年同期 138 万 1,100 人）であり、そのうち「転職入職者」（当該事業所に入職する前1年間に就業経験のある者）は 63 万 9,700 人、「未就業入職者」（当該事業所に入職する前1年間に就業経験がなかった者）は 46 万 9,500 人となっており、前年同期に比べ

「転職入職者」は7万1,600人減、「未就業入職者」は20万300人減となっている。

また「未就業入職者」のうち「新規学卒者」（当該事業所に入職する前1年間に就業していなかった者で調査年に学校を卒業した者）は12万3,400人（前年同期差8万4,500人減）、「新規学卒者以外」は34万6,100人（同11万5,800人減）となっている。

職歴別の構成比は「転職入職者」が前年同期に比べ6.2ポイント上昇し57.7%、「未就業入職者」が前年同期に比べ6.2ポイント低下して42.3%となっており、「未就業入職者」のうち「新規学卒者」は11.1%（前年同期差4.0ポイント低下）、「新規学卒者以外」は31.2%（同2.2ポイント低下）となっている。

（付表 35-1、35-2）

男性の入職者数は61万5,300人（前年同期81万3,600人）であり、そのうち「転職入職者」は36万2,400人、「未就業入職者」は25万2,800人となっており、前年同期に比べ「転職入職者」は1万6,000人減となっている。また「未就業入職者」については「新規学卒者」が10万2,800人（前年同期差6万1,800人減）、「新規学卒者以外」が15万人（同12万600人減）となっている。

職歴別の構成比は「転職入職者」が前年同期に比べ12.4ポイント上昇し58.9%、「未就業入職者」が41.1%となっており、「未就業入職者」のうち「新規学卒者」は16.7%（前年同期差3.5ポイント低下）、「新規学卒者以外」は24.4%（同8.9ポイント低下）となっている。

（付表 36-1、36-2）

## 第6節 家内労働者の就業状況

### 1 家内労働者数 ～男女とも減少

厚生労働省「家内労働概況調査」によると、令和6年度の家内労働者数は、8万8,332人で、前年に比べ5,930人の減少（前年比6.3%減）となった。

男女別にみると、女性は7万8,312人（家内労働者総数に占める割合88.7%）、男性は1万20人（同11.3%）であり、前年と比べると、女性は5,553人の減少（前年比6.6%減）、男性は377人の減少（同3.6%減）となっている。

類型別にみると、主婦や高齢者等世帯主以外の家族であって、世帯の本業とは別に家計の補助のため家内労働に従事する「内職的家内労働者」は8万2,997人（家内労働者数に占める割合94.0%）、家内労働をその世帯の本業とする世帯主であって、単独で又は家族とともにこれに従事する「専門的家内労働者」は3,058人（同3.5%）、他に本業を有する世帯主であって、本業の合間に単独で又は家族とともに家内労働に従事する「副業的家内労働者」は2,277人（同2.6%）となっている。

前年と比べると、「内職的家内労働者」は5,526人の減少（前年比6.2%減）、「専門的家内労働者」は1,174人の減少（同27.7%減）、「副業的家内労働者」は770人の増加（同51.1%増）となっている。（付表92）

### 2 業種別家内労働者数 ～女性は上位3業種で全体の6割以上を占める

令和6年度における女性の家内労働者の従事する業種をみると、「その他（雑貨等）」が2万3,776人（女性の家内労働者総数に占める割合30.4%）と最も多く、次いで「繊維工業」が1万8,624人（同23.8%）、「電気機械器具製造業」が9,313人（同11.9%）の順となっており、これら3業種で女性家内労働者の6割以上を占めている。

男性も、「その他（雑貨等）」が2,728人（男性の家内労働者総数に占める割合27.2%）と最も多く、次いで「繊維工業」が1,808人（同18.0%）、「電気機械器具製造業」が1,409人（同14.1%）の順となっており、これら3業種で男性家内労働者の5割以上を占めている。（付表93）

## Ⅱ 働く女性に関する対策の概況

### 1 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等対策の推進等

「少子高齢化による人口減少社会を迎える中で、持続的な成長を実現し、社会の活力を維持する」という観点だけでなく、「性別によらず社会で能力を発揮できることは人々にとって重要である」との観点からも、女性の活躍推進は重要な取組である。女性の年齢階級別労働力率におけるM字型カーブは解消に向かっているものの、女性の正規雇用比率をみると、30代から右肩下がりとなるL字型カーブを描いている。また、管理職比率も長期的には上昇傾向にあるものの、国際的にみると依然として低い水準にとどまっている。

このため、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「均等法」という。）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）の履行確保を図るとともに、ポジティブ・アクションの一層の推進等の取組により、働き続けることを希望する者が就業意欲を失うことなくその能力を伸長・発揮できる環境整備を進めている。

#### (1) 均等法の履行確保

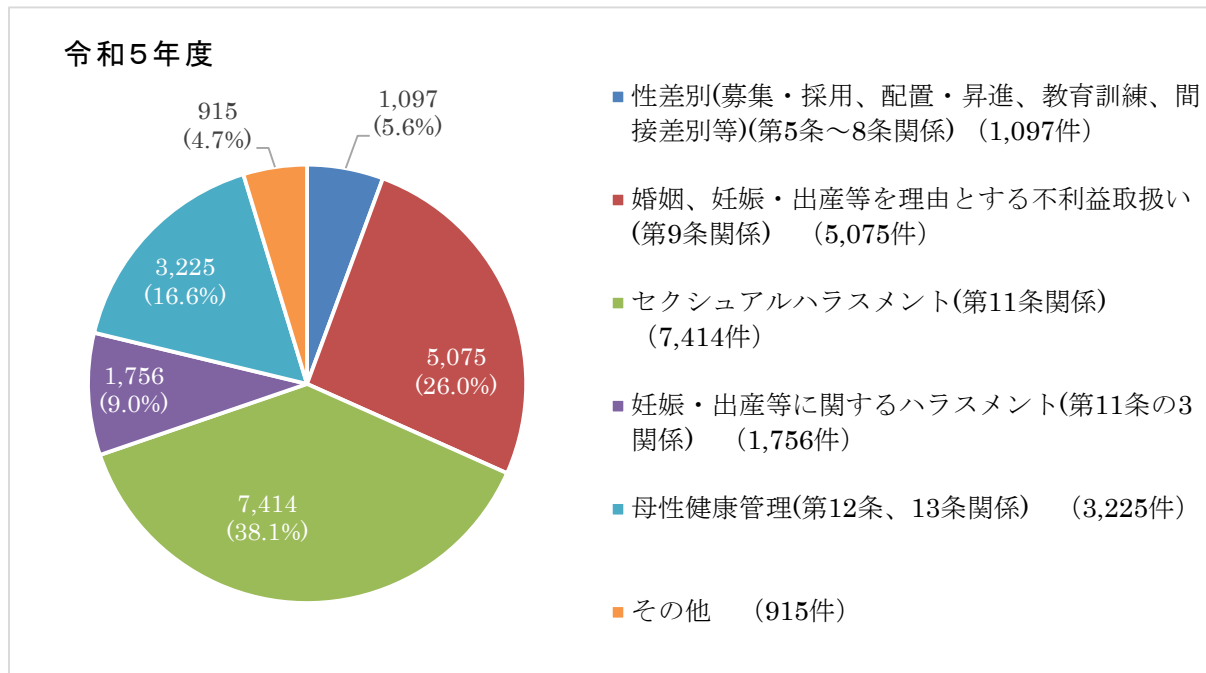
##### ① 男女均等取扱いのための指導の実施

令和5年度に、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）（以下「雇用環境・均等部（室）」という。）に寄せられた均等法に関する相談は19,482件であった。

こうした中、雇用環境・均等部（室）では、企業における男女均等取扱い等を確保するため、事業所を訪問し、雇用管理の実態を把握するとともに、性別による差別的な取扱いや妊娠・出産等を理由とした不利益取扱い等、均等法に違反する雇用管理の実態が把握された企業に対しては、都道府県労働局長の助言、指導、勧告により是正指導を行っている。



## 【資料 1】 相談件数の内訳



## 【資料 2】 是正指導件数の内訳

| 事 項                                 | 令和5年度<br>(件) |
|-------------------------------------|--------------|
| 均等法第5条関係（募集・採用）                     | 25           |
| 均等法第6条関係（配置・昇進・降格・教育訓練等）            | 15           |
| 均等法第7条関係（間接差別）                      | 0            |
| 均等法第9条関係（婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い）     | 31           |
| 均等法第11条関係（セクシュアルハラスメント措置義務）         | 1,573        |
| 均等法第11条の2関係（セクシュアルハラスメント事業主の責務）     | 605          |
| 均等法第11条の3関係（妊娠・出産等に関するハラスメント措置義務）   | 1,685        |
| 均等法第11条の4関係（妊娠・出産等に関するハラスメント事業主の責務） | 622          |
| 均等法第12条・13条関係（母性健康管理）               | 534          |
| 均等法第13条の2関係（男女雇用機会均等推進者）            | 1,159        |
| その他                                 | 2            |
| 計                                   | 6,251        |

## ② 母性健康管理対策の推進

均等法に基づいた母性健康管理の措置（妊産婦のための健康診査の受診等に必要な時間の確保及び医師等の指導事項を守るために必要な措置を講じること）及び労働基準法の母性保護規定（産前産後休業、危険有害業務の就業制限等）について、事業主、女性労働者、医療関係者等に対し周知徹底を図っている。

また、母性健康管理に関して必要な措置を講じないなど均等法違反の企業に対し、指導を行うとともに、事業主が母性健康管理の措置を適切に講ずることができるよう、女性労働者に対して出された医師等の指導事項を的確に事業主へ伝えるための「母性健康管理指導事項連絡カード」の利用を促進している。

さらに、企業や働く女性に対して母性健康管理に関する情報を提供する支援サイト「働く女性の心とからだの応援サイト」内の「妊娠出産・母性健康管理サポート」により制度の周知を図っている。

### ○「働く女性の心とからだの応援サイト」

(<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>)

### ③ 男女均等取扱い等に関する紛争解決の援助

性別による差別的取扱い、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント及び母性健康管理措置に関する労働者と事業主の間の紛争については、均等法第 17 条に基づく都道府県労働局長による紛争解決の援助及び均等法第 18 条に基づく機会均等調停会議による調停により円滑かつ迅速な解決を図っている。

令和 5 年度の都道府県労働局長による紛争解決の援助の申立受理件数は 217 件であった。申立の内容をみると婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（均等法第 9 条）が 105 件と最も多く、次いでセクシュアルハラスメント（均等法第 11 条）が 90 件で、これらで約 9 割を占めている。また、令和 5 年度中に援助を終了した事案 216 件（前年度から引き続いて援助を行ったものを含む。）のうち、約 6 割を超える 141 件について、都道府県労働局長による援助を行った結果、解決に至っている。

令和 5 年度の調停申請受理件数は 94 件であった。申請の内容をみると、セクシュアルハラスメント（均等法第 11 条）に関するものが 76 件と最も多く、次いで婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（均等法第 9 条）が 14 件となっている。調停の実施結果をみると、調停案の受諾勧告を行ったものが 15 件で、そのうち 14 件が調停案を労使双方が受諾し、解決に至っている。また、26 件が受諾勧告前の和解に至っている。

#### 【資料 3】 都道府県労働局長による紛争解決の援助の内訳

| 事 項                               | 令和 5 年度<br>(件) |
|-----------------------------------|----------------|
| 均等法第 5 条関係（募集・採用）                 | 1              |
| 均等法第 6 条関係（配置・昇進・降格・教育訓練等）        | 4              |
| 均等法第 7 条関係（間接差別）                  | 0              |
| 均等法第 9 条関係（婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い） | 105            |
| 均等法第 11 条関係（セクシュアルハラスメント）         | 90             |
| 均等法第 11 条の 3 関係（妊娠・出産等に関するハラスメント） | 12             |
| 均等法第 12 条・13 条関係（母性健康管理）          | 5              |
| 計                                 | 217            |

【資料４】機会均等調停会議による調停の内訳

| 事 項                             | 令和５年度<br>(件) |
|---------------------------------|--------------|
| 均等法第６条関係（配置・昇進・降格・教育訓練等）        | ０            |
| 均等法第７条関係（間接差別）                  | ０            |
| 均等法第９条関係（婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い） | １４           |
| 均等法第１１条関係（セクシュアルハラスメント）         | ７６           |
| 均等法第１１条の３関係（妊娠・出産等に関するハラスメント）   | ２            |
| 均等法第１２条・１３条関係（母性健康管理）           | ２            |
| 計                               | ９４           |

④ 女子学生等の就職に関する均等な機会の確保

採用面接、選考等の採用過程における男女差別的取扱いを防止し、女子学生の就職に関する均等な機会の確保を図るため、企業の採用担当者等を対象に、均等法に沿った男女均等な選考ルールの徹底を図るとともに、均等法違反企業に対しては是正指導を行っている。

## (2) ポジティブ・アクションの促進

男女労働者間の均等を実質的に確保するためには、男女労働者間に事実上生じている格差の解消を目指す企業の自主的かつ積極的な取組であるポジティブ・アクションが不可欠である。このため、企業が具体的な取組を行うことができるよう、必要な助言及び情報提供を積極的に行い、その一層の促進を図っている。

### (3) 女性活躍推進のための取組

#### ① 女性活躍推進法の改正等

女性活躍推進法は、労働者を雇用する事業主に対し、自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析を行い、その課題を解決するための数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定・届出・周知・公表及び自社の女性の活躍に関する情報の公表を義務付けることにより、事業主の取組を促進し、女性の職業生活における活躍の推進を図るものである。

常用労働者数が 101 人以上の一般事業主には、行動計画の策定や女性の活躍に関する情報公表が義務付けられている。また、常用労働者数が 301 人以上の一般事業主においては、男女の賃金の差異が情報公表の必須項目となっている。男女の賃金の差異は募集・採用、配置・昇進、教育訓練等における男女差の結果として現れるものであることから、男女の賃金の差異の要因分析や男女の賃金の差異の情報公表を契機とした雇用管理改善等の働きかけを行っている。

雇用環境・均等部（室）では、女性活躍推進法に基づく取組が着実に実施されるよう報告徴収の実施等により法の履行確保を図っている。

また、女性活躍をさらに推進するため、女性活躍推進法の有効期限を 10 年間延長することや情報公表の強化等を盛り込んだ法案が第 217 回通常国会に提出され、令和 7 年 6 月に成立した。これにより、令和 8 年 4 月 1 日から、男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表が常用労働者数 101 人以上の一般事業主に義務付けられることとなった。<sup>1</sup>

#### ② 女性活躍推進法の施行状況

令和 6 年 9 月末時点における、行動計画届出率は、行動計画の策定等が義務である常用労働者数 101 人以上の一般事業主は 98.0%となっており、行動計画の策定等が努力義務である常用労働者数 100 人以下の一般事業主は 9,158 社が届出を行っている。

なお、行動計画の策定等が義務付けられている常用労働者数 101 人以上の事業主については、必要な助言等を行うこと等により、法に基づく取組の実効性の確保を図っている。

---

<sup>1</sup> 法改正については、令和 7 年 6 月末時点の状況を記載している。

また、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な事業主は都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定(女性活躍推進法第9条に基づく認定(以下「えるぼし」認定という。))を受けることができる。「えるぼし」認定を取得した事業主は令和6年9月末時点で3,041社となっている。認定段階については、認定段階3を取得している事業主は2,066社、認定段階2は959社、認定段階1は16社となっている。

令和2年6月1日以降は、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良な事業主は都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定(女性活躍推進法第12条に基づく認定(以下「プラチナえるぼし」認定という。))を受けることができるようになっており、「プラチナえるぼし」認定を取得した事業主は令和6年9月末現在で68社となっている。厚生労働省では多くの事業主がこれらの認定取得を目指すよう周知を行っている。

#### ■ 女性活躍推進法認定マーク「えるぼし」「プラチナえるぼし」

(認定段階1)

(認定段階2)

(認定段階3)

(プラチナえるぼし)



○認定を受けた企業は、認定マークを広告、名刺、求人票などに使用することができる。

○認定を取得すると、公共調達において加点対象となる場合がある。

#### (4) 女性の活躍推進に向けた企業の取組支援

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出や認定制度、情報公表等について、自治体等の関係機関と連携しながら、あらゆる機会をとらえ周知を図っている。

##### ① 民間企業における女性活躍促進事業

一般事業主、特に中小企業を対象として、女性の活躍推進に関する説明会や女性活躍推進アドバイザーによる個別企業の雇用管理状況に応じたコンサルティング等を実施し、一般事業主が抱える課題解決等に向けてきめ細かい支援を行っている。

また、男女間賃金差異の要因を簡易に分析できる「男女間賃金差異分析ツール」を作成し、周知、活用促進を図っている。

##### ② 女性の活躍推進企業データベース

事業主が女性活躍推進法に基づく行動計画や女性の活躍に関する情報についての公表を行うツールとして「女性の活躍推進企業データベース」の運用を行うことにより、「見える化」を推進し事業主の取組の促進を図っている。令和4年7月8日に情報公表項目となった男女の賃金の差異についても開示できるようにし企業や学生等求職者の活用促進を図っている。

#### ■ 女性の活躍推進企業データベース

(スマートフォン版イメージ)

(二次元バーコード)





## (5) 総合的ハラスメント対策の一体的実施及び強化

職場におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等に関するハラスメント、育児・介護休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントは、働く人の個人としての尊厳や人格を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、働く人が能力を十分に発揮することの妨げにもなる。それはまた、企業にとっても、職場秩序の乱れや業務への支障につながり、社会的評価に悪影響を与えかねない問題である。

セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、育児・介護休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントなど職場におけるハラスメントは、複合的に生じることも多く、解決することが困難な事案になる傾向が強い。

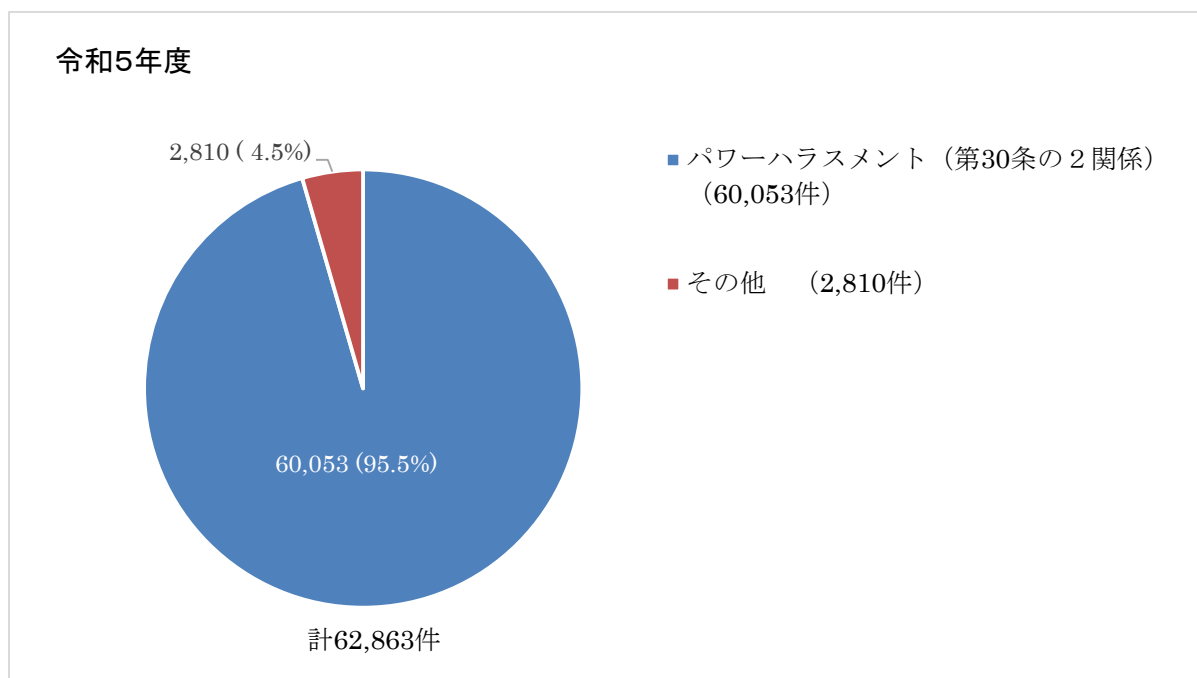
セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメントについては均等法に、育児・介護休業等に関するハラスメントについては育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）に、パワーハラスメントについては労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号。以下「労働施策総合推進法」という。）に防止措置等が定められているが、各法に沿った実効性のある対策が講じられかつ一体的に行われるよう周知啓発を行っている。また、各法に沿った措置が講じられていない事業主や、ハラスメントが生じた場合に適切な対応がなされていない事業主に対しては、都道府県労働局長の助言、指導、勧告により是正指導を行っている。加えて、労働者と事業主の間の紛争については、都道府県労働局長による紛争解決の援助及び調停により円滑かつ迅速な解決を図っている。また、職場におけるハラスメント対策の取組促進のために、パンフレットやポスター、ポータルサイト「あかるい職場応援団」等を活用した職場におけるハラスメントの予防・解決に関する周知啓発を行っている。さらに、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメント防止のためのシンポジウムの開催等集中的広報を実施している。

また、ハラスメント対策の強化を図るため、カスタマーハラスメント及び求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止のための事業主の措置義務の新設等を盛り込んだ法案が第217回通常国会に提出され、令和7年6月に成立した。<sup>2</sup>

---

<sup>2</sup> 法改正については、令和7年6月末時点の状況を記載している。

【資料５】労働施策総合推進法に関する相談件数の内訳



【資料６】労働施策総合推進法に基づく是正指導件数の内訳

| 事 項                                               | 令和５年度<br>(件) |
|---------------------------------------------------|--------------|
| パワーハラスメント防止措置(第30条の2第1項関係)                        | 2,242        |
| パワハラ相談を理由とした不利益取扱い（第30条の2第2項関係）                   | 4            |
| 事業主の責務 研修の実施等(第30条の3第2項関係)                        | 921          |
| 事業主の責務 自らの言動(第30条の3第3項関係)                         | 580          |
| 紛争解決援助等の申出を理由とする不利益取扱い<br>(第30条の5第2項、第30条の6第2項関係) | 1            |
|                                                   | 3,748        |

【資料７】労働施策総合推進法に基づく都道府県労働局長による紛争解決の援助の内訳

| 事 項                             | 令和５年度<br>(件) |
|---------------------------------|--------------|
| パワーハラスメント防止措置(第30条の2第1項関係)      | 1,556        |
| パワハラ相談を理由とした不利益取扱い(第30条の2第2項関係) | 57           |
| 計                               | 1,613        |

【資料８】労働施策総合推進法に基づく優越的言動問題調停会議による調停の内訳

| 事 項                             | 令和５年度<br>(件) |
|---------------------------------|--------------|
| パワーハラスメント防止措置(第30条の2第1項関係)      | 576          |
| パワハラ相談を理由とした不利益取扱い(第30条の2第2項関係) | 16           |
| 計                               | 592          |

## 2 仕事と生活の調和の実現に向けた取組

子育てや介護をしながら働き続けやすい環境を整備するため、仕事と生活の調和の取れた働き方を実現することは重要な課題となっている。

平成 22 年 1 月に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、本ビジョンの「目指すべき社会への政策 4 本柱」の 1 つとして「男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ（ワーク・ライフ・バランスの実現）」が掲げられた。

また、「こども未来戦略」（令和 5 年 12 月閣議決定）等においては、男性の育児休業取得率を令和 7 年（2025 年）までに 50%、令和 12 年（2030 年）までに 85% 及び女性の第 1 子出産前後の継続就業率 70% 等の数値目標を掲げ、その達成に向けた取組を推進している。

### (1) 育児休業、介護休業その他の仕事と育児・介護の両立のための制度の定着促進等

育児・介護期は特に仕事と家庭の両立が困難であることから、労働者の継続就業を図るため、仕事と家庭の両立支援策を重点的に推進する必要がある。

女性の育児休業取得率は 84.1%（令和 5 年度「雇用均等基本調査（厚生労働省）」、事業所調査、付表第 3 表）と、育児休業制度の着実な定着が図られている。

また、2015～19 年に第 1 子を出産した女性の出産後の継続就業割合は、69.5%（令和 3 年「第 16 回出生動向基本調査：夫婦調査（国立社会保障・人口問題研究所）」）となっており、約 7 割の女性が出産後も継続就業している。

一方で、男性労働者のうち、末子の出生の際に育児休業制度の利用を希望していたができなかった者の割合は約 3 割（令和 4 年「仕事と育児の両立等に関する実態把握のための調査研究事業労働者調査（株式会社日本能率協会総合研究所）」）である中、実際の取得率は 30.1%（令和 5 年度「雇用均等基本調査（厚生労働省）」、事業所調査、付表第 3 表）と、上昇傾向にあるものの、女性に比べ低水準である。また、子の年齢に応じてフルタイムで残業をしない働き方やフルタイムで柔軟な働き方を希望する割合が高くなっていくことなどから、男女とも希望に応じて仕事・キャリア形成と育児を両立できるようにしていく必要がある。

こうした状況から、男女ともに、希望に応じて仕事と育児等を両立できるようにするため、令和 3 年に育児・介護休業法を改正し、「産後パ育休」（出生時育児休業）の創設や、妊娠・出産等の申出をした労働者に

対する育児休業制度等の個別周知・意向確認の措置の義務付け等が盛り込まれ、周知徹底を図ってきた。また、男性の育児休業取得率の公表義務の拡大、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置、子の看護休暇制度の見直し、次世代育成支援対策の推進・強化等に加え、介護離職を防止するための仕事と介護の両立支援制度等の個別周知・意向確認の措置の義務付け等を内容とする「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律案」が令和6年5月に成立し、令和7年4月から段階的に施行される。

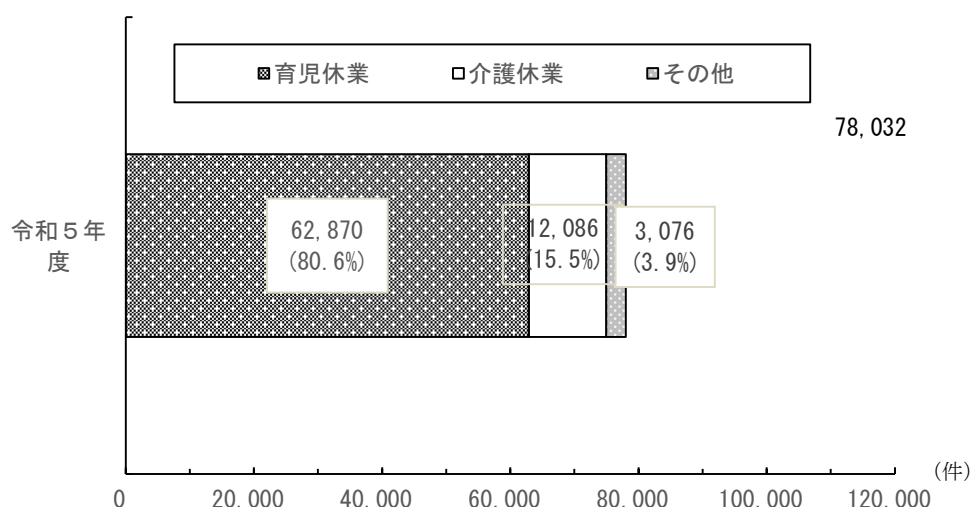
### ① 育児・介護休業法の履行確保

令和5年度に、雇用環境・均等部（室）に寄せられた育児・介護休業法に関する相談は78,032件であった。そのうち、育児関係の相談が62,870件（80.6%）、介護関係の相談が12,086件（15.5%）となっている（資料9）。

雇用環境・均等部（室）では、事業所訪問等により、就業規則等で必要な制度が設けられているかを確認するなど、育児・介護休業法に定められている制度の普及・定着に向けた行政指導を実施している（資料10）。

また、育児休業等の申出や取得を理由とした不利益取扱いに関する相談事案が生じている事業主に対しては、相談者の意向に配慮しつつ、報告徴収を積極的に実施し、迅速かつ厳正に対応している。

#### 【資料9】相談件数の内訳



【資料 10】 是正指導件数の内訳

(件)

| 育児関係                   | 令和 5 年度 | 介護関係                   | 令和 5 年度 |
|------------------------|---------|------------------------|---------|
| 育児休業関係                 | 2,709   | 介護休業関係                 | 2,406   |
| 出生時育児休業関係              | 666     | 介護休暇関係                 | 1,471   |
| 子の看護休暇関係               | 1,435   | 不利益取扱い関係               | 4       |
| 不利益取扱い関係               | 24      | 所定外労働の制限関係             | 527     |
| 所定外労働の制限関係             | 326     | 時間外労働の制限関係             | 400     |
| 時間外労働の制限関係             | 321     | 深夜業の制限関係               | 377     |
| 深夜業の制限関係               | 231     | 所定労働時間の短縮措置等（第 23 条）関係 | 1,407   |
| 個別周知・意向確認関係            | 278     | 所定労働時間の短縮措置等（第 24 条）関係 | 828     |
| 雇用環境整備                 | 3,458   | 休業等に関するハラスメントの防止措置関係   | 2,053   |
| 所定労働時間の短縮措置等（第 23 条）関係 | 713     |                        | -       |
| 所定労働時間の短縮措置等（第 24 条）関係 | 1,528   | 休業期間等の通知関係             | 95      |
| 休業等に関するハラスメントの防止措置関係   | 2,106   |                        | -       |
| 育児休業取得率の公表             | 134     |                        | -       |
| 休業期間等の通知関係             | 890     |                        | -       |
| 小計                     | 14,819  | 小計                     | 9,568   |
| 職業家庭両立推進者関係            |         |                        | 2,845   |
| 合 計                    |         |                        | 27,232  |

## ② 育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いの禁止

育児休業・介護休業等を申出・取得したこと等を理由とする不利益取扱いの相談件数は引き続き高い水準にあるため、育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いは育児・介護休業法において禁止されていることに

ついて周知徹底を図るとともに、法律違反が疑われる事案を把握した場合には、事業主に対する積極的な報告徴収・是正指導を行っている。

### ③ 育児休業、介護休業等に関する紛争解決の援助

育児・介護休業法に定められている育児休業、介護休業等の事項に関する、労働者と事業主の間の紛争については、育児・介護休業法第 52 条の 4 に基づく都道府県労働局長による紛争解決援助及び育児・介護休業法第 52 条の 5 に基づく両立支援調停会議による調停により円滑かつ迅速な解決を図っている。

また、これらの紛争解決援助の措置が十分活用されるよう、都道府県労働局長による紛争解決援助や両立支援調停会議による調停について、労働者等に積極的に周知を図っている。

令和 5 年度の都道府県労働局長による紛争解決の援助の申立受理件数は 150 件あった。申立ての内容をみると、「育児休業及び出生時育児休業に係る不利益取扱い」に関するものが 74 件と最も多く、次いで、「育児休業（期間雇用者の育児休業を除く）」が 24 件となっている（資料 11）。また、令和 5 年度中に援助を終了した事案のうち、都道府県労働局長が助言・指導・勧告を行った結果、78.9%が解決をみている。

令和 5 年度の調停申請受理件数は 19 件であった。調停の実施結果を見ると、令和 5 年度に調停が開始された 17 件のうち調停案の受諾勧告を行ったものが 3 件で、そのうち 2 件については調停案を当事者双方が受諾し、解決に至っている（資料 12）。

【資料 11】 都道府県労働局長による紛争解決の援助の内訳

| 事 項              |                               | 令和 5 年度<br>(件) |
|------------------|-------------------------------|----------------|
| 育<br>児<br>関<br>係 | 育児休業関係                        | 24             |
|                  | 期間雇用者の育児休業関係                  | 8              |
|                  | 出生時育児休業関係                     | 3              |
|                  | 期間雇用者の出生時育児休業関係               | 0              |
|                  | 出生時育児休業中の就業関係                 | 0              |
|                  | 子の看護休暇関係                      | 1              |
|                  | 休業に係る不利益取扱い関係                 | 74             |
|                  | 出生時育児休業中の就業に係る不利益取扱い関係        | 0              |
|                  | 休業以外に係る不利益取扱い関係               | 5              |
|                  | 所定外労働の制限関係                    | 1              |
|                  | 時間外労働の制限関係                    | 0              |
|                  | 深夜業の制限関係                      | 1              |
|                  | 個別周知・意向確認関係                   | 6              |
|                  | 妊娠・出産等の申出に係る不利益取扱い関係          | 1              |
|                  | 所定労働時間の短縮等の措置関係               | 8              |
|                  | ハラスメント相談を理由とする不利益取扱いに係る<br>事案 | 0              |
|                  | 休業等に関するハラスメントの防止措置関係          | 1              |
|                  | 労働者の配置に関する配慮関係                | 6              |
|                  | 小計                            | 139            |
| 介<br>護<br>関<br>係 | 介護休業関係                        | 3              |
|                  | 期間雇用者の休業関係                    | 0              |
|                  | 介護休暇関係                        | 2              |
|                  | 休業等に係る不利益取扱い関係                | 4              |
|                  | 所定外労働の制限関係                    | 0              |
|                  | 時間外労働の制限関係                    | 0              |
|                  | 深夜業の制限関係                      | 0              |
|                  | 所定労働時間の短縮措置等（法第 23 条）関係       | 0              |
|                  | 休業等に関するハラスメントの防止措置関係          | 1              |
|                  | ハラスメント相談を理由とする不利益取扱いに係る<br>事案 | 0              |
|                  | 労働者の配置に関する配慮関係（法第 26 条）       | 1              |



|  |     |     |
|--|-----|-----|
|  | 小計  | 11  |
|  | 合 計 | 150 |

【資料 12】 両立支援調停会議による調停の内訳

| 事 項              |                           | 令和 5 年度<br>(件) |
|------------------|---------------------------|----------------|
| 育<br>児<br>関<br>係 | 休業に係る事案（期間雇用者事案除く）        | 1              |
|                  | 期間雇用者の育児休業に係る事案           | 0              |
|                  | 出生時育児休業関係                 | 0              |
|                  | 期間雇用者の出生時育児休業関係           | 0              |
|                  | 出生時育児休業中の就業関係             | 0              |
|                  | 子の看護休暇に係る事案               | 0              |
|                  | 休業に係る不利益取扱い事案             | 12             |
|                  | 休業以外に係る不利益取扱い事案           | 0              |
|                  | 出生時育児休業中の就業に係る不利益取扱い関係    | 0              |
|                  | 所定外労働の制限に係る事案             | 0              |
|                  | 時間外労働の制限に係る事案             | 0              |
|                  | 深夜業の制限に係る事案               | 0              |
|                  | 個別周知・意向確認関係               | 0              |
|                  | 妊娠・出産等の申出に係る不利益取扱い関係      | 0              |
|                  | 所定労働時間の短縮措置等（23 条）に係る事案   | 1              |
|                  | 休業などに関するハラスメント防止措置に係る事案   | 1              |
|                  | ハラスメント相談を理由とする不利益取扱いに係る事案 | 1              |
|                  | 労働者の配置に関する配慮に係る事案         | 1              |
|                  | 小計                        | 17             |
| 介<br>護<br>関<br>係 | 休業に係る事案（期間雇用者事案除く）        | 0              |
|                  | 期間雇用者の休業に係る事案             | 0              |
|                  | 介護休暇に係る事案                 | 0              |
|                  | 休業等に係る不利益取扱い事案            | 2              |
|                  | 所定外労働の制限に係る事案             | 0              |
|                  | 時間外労働の制限に係る事案             | 0              |
|                  | 深夜業の制限に係る事案               | 0              |
|                  | 所定労働時間の短縮措置等（23 条）に係る事案   | 0              |
|                  | 休業などに関するハラスメント防止措置に係る事案   | 0              |
|                  | ハラスメント相談を理由とする不利益取扱いに係る事案 | 0              |

|     |                   |    |
|-----|-------------------|----|
|     | 労働者の配置に関する配慮に係る事案 | 0  |
|     | 小計                | 2  |
| 合 計 |                   | 19 |

## (2) 次世代育成支援対策の推進

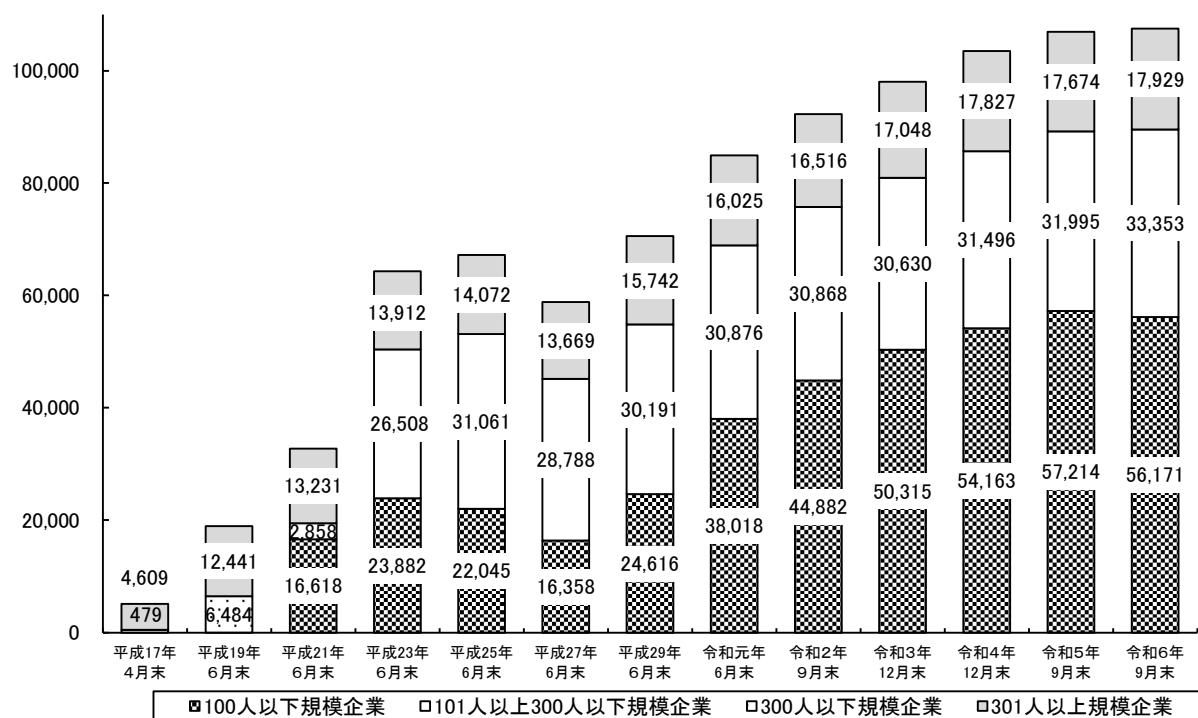
次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育成される環境をつくるために、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づき、国、地方公共団体、事業主、国民がそれぞれの立場で次世代育成支援を進めている。

令和２年５月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」において、令和７年までに、くるみん認定企業数を４,３００社とする目標が設定されているところ、令和６年９月末時点で４,７４９社が認定を受けている。

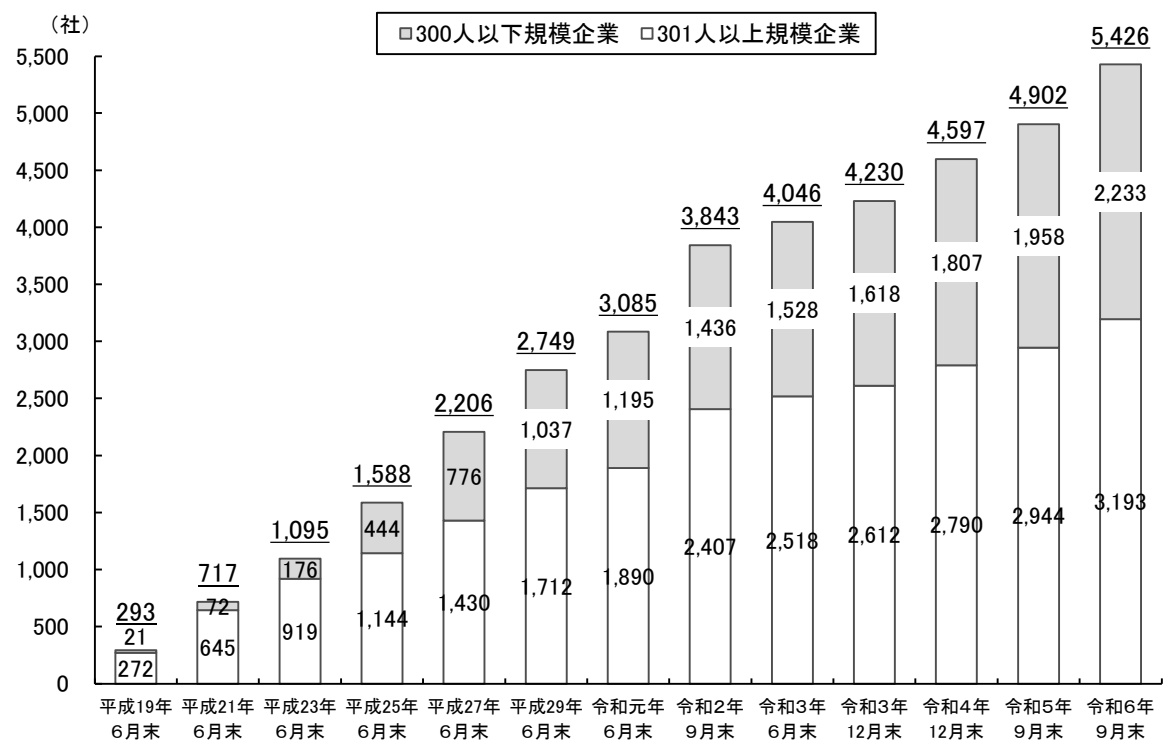
また、次世代法については、令和３年の省令改正により「トライくるみん認定制度」や不妊治療と仕事との両立に取り組む企業をくるみん等認定にプラスして認定する「プラス認定制度」を創設したところであるが、現在の少子化の進行等の状況を踏まえ、令和６年に次世代法改正により、法律の有効期限を令和１７年３月３１日まで延長するとともに、「男女とも仕事と子育てを両立できる職場」を目指す企業の取組をさらに促進することを目的に、男性の育児休業等取得率や労働時間の状況についての数値目標を義務付け（※）たほか、「プラチナくるみん」、「くるみん」及び「トライくるみん」の認定基準を引き上げる省令改正を行い、より一層の次世代育成支援対策の推進を図っている。

（※）常時雇用する労働者数が１００人以下の企業は努力義務

【資料 13】 行動計画策定企業数の推移



【資料 14】 認定企業数の推移



### (3) 育児や介護をしながら働き続けやすい環境の整備の推進

#### ① 職業生活と家庭生活との両立の推進に関する周知啓発活動の実施

令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」等を踏まえつつ、あらゆる機会をとらえ、育児・介護休業法に基づく制度を利用しやすい、また、父親も子育てがしやすい働き方の啓発等の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備について周知啓発活動を効果的に実施している。

男性の育児参画については、男性の仕事と育児の両立を推進する「イクメンプロジェクト」において、経営者・人事労務担当者や若年層を対象とした男性育児休業取得促進セミナーを開催するとともに、育児休業を取得しやすい雇用環境整備に取り組んでいる企業を好事例として公式サイトに掲載するなど、企業や男性自身の取組を促進している。

さらに、参加型の公式サイトの運営、男性の育児休業取得に向けた様々な情報を掲載したハンドブックの配布や研修用動画の作成等により、男性も育児休業を取得しやすく、仕事と育児を両立しやすい社会の実現を目指している。

#### ② 企業における両立支援の取組促進

仕事と家庭の両立に向けた企業の自主的な取組を促進するため、自社の「仕事と家庭の両立のしやすさ」を点検・評価することができる両立指標や両立支援に積極的に取り組んでいる企業の取組等を掲載したサイト

「女性の活躍・両立支援総合サイト 両立支援のひろば」(<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>)の運用を行っている。

仕事と家庭の両立について、企業が自主的に効果的な取組を行えるよう、「育休復帰支援プラン」モデルを普及させることにより、中小企業における仕事と育児の両立支援の取組を促進している。また、企業向けの「介護離職を予防するための両立支援対応モデル」の普及や、「介護支援プラン」モデルの普及を図ることで、企業における仕事と介護の両立支援の取組を促進している。また、社会保険労務士等の資格を有する仕事と家庭の両立支援プランナーを募り、個別の企業に対して支援を行っている。

#### ③ 助成金の支給による事業主への支援

育児や家族の介護を行う労働者にとって、働き続けやすい雇用環境の整備を行う事業主等を支援するため、両立支援等助成金の支給を行っている。

[両立支援等助成金のメニュー]

○ 出生時両立支援コース

それぞれ以下の取組を行った中小企業事業主

・ 第1種

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備措置を複数実施するとともに、代替する労働者の業務見直しなどを含む業務体制整備を行い、男性労働者が産後8週間以内に開始する連続5日以上の育児休業を取得する

・ 第2種

男性労働者の育児休業取得率（％）を1事業年度で30ポイント以上上昇させ、50％以上にする

○ 介護離職防止支援コース

それぞれ以下の取組を行い、利用者が生じた中小企業事業主

・ 休業取得時、職場復帰時

「介護支援プラン」を策定・導入し、プランに基づく労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰への取組

・ 介護両立支援制度

「介護支援プラン」を策定・導入し、プランに基づき介護のための短時間勤務制度や法を上回る介護休暇制度などの介護と仕事の両立ができる制度を導入

○ 育児休業等支援コース

育休取得時に「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに基づく支援により育休取得・職場復帰させた中小企業事業主

○ 育休中等業務代替支援コース

それぞれ以下の取組を行った中小企業事業主

・ 手当支給等（育児休業）

育児休業取得者の業務を代替する周囲の労働者に対し、手当支給等

・ 手当支給等（短時間勤務）

育児のための短時間勤務制度を利用する労働者の業務を代替する周囲の労働者に対し、手当支給等

・ 新規雇用（育児休業）

育児休業取得者の業務を代替する労働者を新規雇用（派遣受入れ含む）により確保

○ 柔軟な働き方選択制度等支援コース

育児を行う労働者の柔軟な働き方を可能とする制度を複数導入し、利用者が生じた中小企業事業主

○ 事業所内保育施設コース

労働者のための事業所内保育施設を設置・運営等した事業主

※ 新規受付を停止中。平成 27 年度末までに計画認定を受けた事業主のみ支給対象。

○ 不妊治療両立支援コース

不妊治療と仕事との両立に資する職場環境の整備に取り組むとともに、不妊治療両立支援プランの策定及び同プランに基づく措置を実施し、不妊治療のために利用可能な休暇制度や両立支援制度を利用させた中小企業事業主

#### (4) 雇用の継続を援助、促進するための育児・介護休業給付

雇用保険制度では、労働者が育児休業や介護休業を取得しやすくし、職業生活の円滑な継続を援助、促進し、雇用の安定を図るために、一定の要件を満たす方に対して、育児休業給付金や介護休業給付金を支給している。

また、「共働き・共育て」を推進する観点から、雇用保険法において、子の出生後一定期間内に両親がともに育児休業を取得した場合に、既存の育児休業給付と合わせて休業開始前の手取りの 10 割相当を支給する給付（出生後休業支援給付）及び 2 歳に満たない子を養育するため時短勤務を選択した場合に、時短勤務中に支払われた賃金の原則 10% を支給する給付（育児時短就業給付）を創設すること（令和 7 年 4 月 1 日施行）等の内容を含む、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が令和 6 年 6 月に第 213 回通常国会において成立した。

#### (5) マザーズハローワーク事業の実施

全国 206 箇所のマザーズハローワーク・マザーズコーナーにおいて、事業を展開している。具体的には、子育てをしながら就職を希望する女性等に対して、子ども連れで来所しやすい環境を整備するとともに、担当者制によるきめ細かな就職支援、求人情報や地方公共団体等との連携による保育サービス関連情報等の提供など、再就職に向けた総合的かつ一貫した支援を行っている。

## (6) 母子家庭の母等に対する就業援助対策の実施

母子家庭の母等がその適性、能力にあった職業に就くことができるよう、次の就業援助対策を講じている。

- 公共職業安定所においてきめ細かな職業相談、職業紹介等を実施
- 公共職業安定所長の受講指示により公的職業訓練等を受講する母子家庭の母等に対する訓練手当の支給
- 母子家庭の母等を公共職業安定所等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対する特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の支給（雇用者1人につき60万円（中小企業以外の事業主は50万円）、短時間労働者については、40万円（中小企業以外の事業主は30万円））
- 母子家庭の母等を公共職業安定所等の紹介により、常用雇用することを目的として一定期間試行雇用する事業主に対しトライアル雇用助成金（一般トライアルコース）を支給（月額5万円・最長3か月間）
- 母子家庭の母等の就業支援に関する諸制度の周知と就業促進についての社会的機運の醸成を図るための啓発活動の実施
- 児童扶養手当受給者の自立促進を図るため、公共職業安定所と福祉事務所等が連携して、個々の対象者の状況、ニーズ等に応じたきめ細かな就業支援を実施
- 母子家庭の母が、看護師、保育士、介護福祉士、シスコシステムズ認定資格及びLPⅠ認定資格等、経済的自立に効果的な資格の取得を促進するため6月以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費の負担軽減を図る高等職業訓練促進給付金等を支給
- マザーズハローワーク及びマザーズコーナーにおいて、母子家庭の母等のひとり親に対して、地方公共団体等の関係機関と連携した支援を実施

## (7) 不妊治療と仕事との両立

不妊治療を受けやすい職場環境の整備を推進するため、不妊治療と仕事との両立を支援する企業内制度の導入に向けたマニュアル等を作成するとともに、企業の人事労務担当者等を対象としたセミナーをWeb配信により実施している。また、不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度を整備し、労働者に利用させた事業主に対し、両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）を支給している（制度を利用した場合30万円、長期休暇を取得し



た場合 30 万円を加算)。

加えて、2021（令和 3）年 2 月に、次世代法に基づく「行動計画策定指針」を改正し、一般事業主行動計画に盛り込むことが望ましい事項に、「不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施」を追加し、同年 4 月から適用しているが、さらに、2022（令和 4）年度から、次世代法に基づくくるみん認定において、不妊治療と仕事との両立に取り組む優良な企業を認定する制度（プラス認定）を実施している。

### 3 非正規雇用労働者の均等・均衡待遇の推進

#### (1) パートタイム労働者・有期雇用労働者の均等・均衡待遇の確保等の推進

パートタイム労働者などの非正規雇用労働者は雇用者全体の約 4 割を占め、従来のような補助的な業務ではなく、役職に就くなど職場において基幹的役割を果たす者も存在している。しかしながら、非正規雇用労働者の待遇が必ずしもその働きや貢献に見合ったものになっていない場合もあり、働き・貢献に見合った公正な待遇を確保することが課題となっている。

こうしたことから、同一企業内における正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、平成 30 年 6 月に成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成 30 年法律第 71 号）において、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（平成 5 年法律第 76 号）等の改正を行った。有期雇用労働者も同法の対象に含めることに伴って、法律名を「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（以下「パートタイム・有期雇用労働法」という。）に変更しており、パートタイム・有期雇用労働法は、令和 2 年 4 月 1 日より施行されている（中小企業における適用は、令和 3 年 4 月 1 日）。

## 【パートタイム・有期雇用労働法の概要（現行法）】

### 正社員・非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消（同一労働同一賃金）

同一企業内における正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けられるようにすることで、多様で柔軟な働き方を「選択できる」ようにする。

#### 不合理な待遇差の禁止（パート・有期法第8条、第9条）

- 同一企業内において、正社員とパート・有期雇用労働者との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることを禁止
- 裁判の際に判断基準となる「均衡待遇」（法第8条）、「均等待遇」（法第9条）を規定

**均衡待遇**：待遇ごとに、その性質・目的に照らして、  
①職務内容 ②職務内容・配置の変更範囲（人材活用の仕組み） ③その他の事情のうち  
適切と認められる事情を考慮して、**不合理な待遇差を禁止**

**均等待遇**：①職務内容 ②職務内容・配置の変更範囲（人材活用の仕組み）が同じ場合は、  
パート・有期雇用労働者であることを理由とした**差別的取扱いを禁止**

※ 「職務内容」とは、業務の内容＋責任の程度をいう。

※ 「その他の事情」として、職務の成果、能力、経験、労使交渉の経緯などが考慮され得る。

#### 労働者に対する待遇に関する説明義務（パート・有期法第14条第2項）

- 非正規雇用労働者は、「正社員との待遇差の内容や理由」などについて、事業主に説明を求めることができ、事業主は、非正規雇用労働者から求めがあった場合は、説明をしなければならない。

◆ 派遣労働者については労働者派遣法において同様に規定

◆ 同一労働同一賃金は、令和2年4月1日から施行（中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は令和3年4月1日）

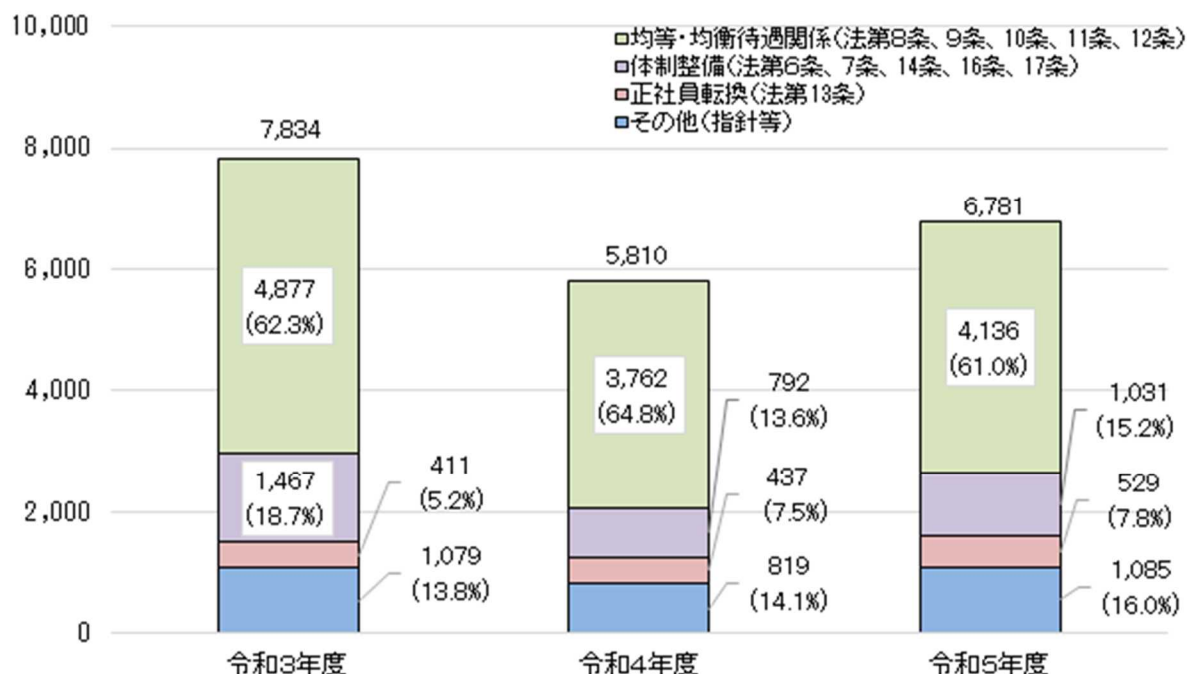
## ① パートタイム・有期雇用労働法の履行確保

雇用環境・均等部（室）では、パートタイム・有期雇用労働者の能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、パートタイム・有期雇用労働法に基づく事業所訪問による是正指導等により同法の着実な履行確保を図っている。

また、パートタイム・有期雇用労働者からの相談対応や、相談端緒による是正指導、労働者・事業主からの申出に基づく紛争解決援助等を行っている。

令和5年度のパートタイム・有期雇用労働法に関する相談件数は6,781件であり、相談内容別にみると、「第8～12条関係（均等・均衡待遇に関する相談）」が4,136件（61.0%）で最も多く、次いで、「第6・7・14・16・17条関係（体制整備に関する相談）」が1,031件（15.2%）、「第13条関係（正社員転換に関する相談）」が529件（7.8%）となっている。

【資料 15】 相談件数の内訳（パートタイム・有期雇用労働法）



また、令和 5 年度事業所訪問等により、パートタイム・有期雇用労働法に基づく雇用管理の実態を把握し、パートタイム・有期雇用労働法違反が確認された事業所に対し、20,514 件の是正指導を行った。

是正指導の内容としては、「第 6 条第 1 項関係（労働条件の文書交付等）」が 4,748 件（23.1%）と最も多く、次いで「第 14 条第 1 項関係（措置の内容の説明）」が 3,059 件（14.9%）、「第 17 条関係（短時間・有期雇用管理者の選任）」が 2,607 件（12.7%）、「第 8 条関係（不合理な待遇の禁止）」が 2,596 件（12.7%）、「第 13 条関係（通常の労働者への転換）」が 2,462 件（12.0%）となっている。

【資料 16】 是正指導件数の内訳（パートタイム・有期雇用労働法）

（件・％）

|                                          | 令和 3 年度 |        | 令和 4 年度 |        | 令和 5 年度 |        |
|------------------------------------------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|
| 第 6 条第 1 項関係<br>（労働条件の文書交付等）             | 2,072   | 19.3%  | 985     | 17.7%  | 4,748   | 23.1%  |
| 第 6 条第 2 項関係<br>（特定事項以外の労働条件の文書交付等）      | 6       | 0.1%   | 1       | 0.0%   | 12      | 0.1%   |
| 第 7 条関係<br>（就業規則の作成手続）                   | 1,270   | 11.8%  | 564     | 10.1%  | 679     | 3.3%   |
| 第 8 条関係<br>（不合理な待遇差の禁止）                  | 216     | 2.0%   | 144     | 2.6%   | 2,596   | 12.7%  |
| 第 9 条関係<br>（差別的取扱いの禁止）                   | 2       | 0.0%   | 1       | 0.0%   | 2       | 0.0%   |
| 第10条関係<br>（賃金の均衡待遇）                      | 303     | 2.8%   | 128     | 2.3%   | 801     | 3.9%   |
| 第11条第 1 項関係<br>（職務内容が同一の場合の教育訓練）         | 0       | 0.0%   | 2       | 0.0%   | 0       | 0.0%   |
| 第11条第 2 項関係<br>（均衡を考慮した教育訓練）             | 240     | 2.2%   | 129     | 2.3%   | 51      | 0.2%   |
| 第12条関係<br>（福利厚生施設）                       | 0       | 0.0%   | 0       | 0.0%   | 0       | 0.0%   |
| 第13条関係<br>（通常の労働者への転換）                   | 1,451   | 13.5%  | 701     | 12.6%  | 2,462   | 12.0%  |
| 第14条第 1 項関係<br>（措置の内容の説明）                | 1,529   | 14.2%  | 658     | 11.8%  | 3,059   | 14.9%  |
| 第14条第 2 項関係<br>（待遇の相違等に関する説明）            | 8       | 0.1%   | 8       | 0.1%   | 9       | 0.0%   |
| 第14条第 3 項関係<br>（説明を求めたことを理由とする不利益取扱いの禁止） | 0       | 0.0%   | 0       | 0.0%   | 0       | 0.0%   |
| 第16条関係<br>（相談のための体制の整備）                  | 670     | 6.2%   | 295     | 5.3%   | 1,858   | 9.1%   |
| 第17条関係<br>（短時間・有期雇用管理者の選任）               | 1,764   | 16.4%  | 900     | 16.2%  | 2,607   | 12.7%  |
| その他<br>（指針等）                             | 1,207   | 11.2%  | 1,055   | 18.9%  | 1,630   | 7.9%   |
| 合計                                       | 10,738  | 100.0% | 5,571   | 100.0% | 20,514  | 100.0% |

令和 5 年度におけるパートタイム・有期雇用労働法に基づく都道府県労働局長による紛争解決の援助の申立受理件数は 32 件であった。申立の内容をみると「第 8 条関係（不合理な待遇の禁止）」が 16 件（50.0％）と最も多く、次いで「第 14 条第 2 項関係（待遇の相違等に関する説明）」が 12 件（37.5％）、「第 6 条第 1 項関係（労働条件の文書交付等）」が 3 件（9.4％）、「第 13 条関係（通常の労働者への転換）」が 1 件（3.1％）となっている。

令和5年度中に援助を終了した36件（前年度受理した案件を含む。）のうち、25件（69.4%）について労働局長が助言・指導・勧告を行った結果、解決した。

均衡待遇調停会議による調停申請受理件数は15件であった。令和5年度に調停を開始した11件（前年度に受理した案件を含む。）のうち調停案の受諾勧告を行ったものが1件あり、調停案を当事者双方が受諾し、解決に至っている。また、2件が受諾勧告前の和解に至っている。

## ② 均等・均衡待遇等に取り組む事業主等への支援

雇用環境・均等部（室）では、パートタイム・有期雇用労働者と通常の労働者との均等・均衡待遇に取り組むための具体的な方法や、パートタイム・有期雇用労働者から通常の労働者への事業所の実態に応じた転換制度等について、パートタイム・有期雇用労働法に沿った雇用管理改善に取り組む事業主を支援している。

また、事業主に対する「職務分析・職務評価の導入支援・普及促進」の実施や助成金の活用等により、パートタイム労働者・有期雇用労働者の均等・均衡待遇の確保等に向けた事業主の自主的かつ積極的な取組を支援している。

これらのパートタイム・有期雇用労働者対策に関する情報については、「多様な働き方の実現応援サイト (<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>)」において、効果的に情報提供等を行い、パートタイム・有期雇用労働者が納得して能力を発揮できる環境づくりを促進している。

また、パートタイム・有期雇用労働法の円滑な施行に向けて、事業主が何から着手すべきかを解説する「パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書」や、各種手当・福利厚生・教育訓練・賞与・基本給について、具体例を示しながら不合理な待遇差解消のための点検・検討手順を解説した「不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアル」等の周知を行っている。

## (2) 助成金の支給による事業主への支援

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者（以下「有期雇用労働者等」という。）の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対してキャリアアップ助成金を支給している。

[キャリアアップ助成金のメニュー]

- 正社員化コース（有期雇用労働者等を正社員転換したとき）
- 賃金規定等改定コース（すべて又は一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、昇給させたとき）
- 賃金規定等共通化コース（すべての有期雇用労働者等に、正規雇用労働者と共通の職務等に応じた賃金規定等を新たに作成し、適用したとき）
- 賞与・退職金制度導入コース（すべての有期雇用等に関して賞与もしくは退職金制度又はその両方を新たに設け、適用したとき）
- 短時間労働者労働時間延長コース（短時間労働者の週所定労働時間を延長するとともに、処遇の改善を図り、新たに被保険者としたとき）  
（※令和5年度末をもって廃止）
- 社会保険適用時処遇改善コース（短時間労働者に新たに被用者保険を適用するとともに、労働者の収入を増加させる取組として手当等の支給、賃上げ、労働時間の延長等を実施したとき）  
（※令和7年度末までの時限措置）

## (3) 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業の実施

中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し着実に実施することが必要であるため、47都道府県センター及び全国センター（※）から成る「働き方改革推進支援センター」を設置し、

- 労務管理等の専門家による、働き方改革全般に関する窓口相談、企業訪問やオンラインによるコンサルティングの実施
- 企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施
- 働き方改革全般に係る取組事例の収集や周知啓発及び総合的な情報発信などの支援を行っている。

（※）令和7年3月までは、都道府県センターと全国センターとでそれぞれ別の委託契約を締結していたが、令和7年4月からは契約を一本化したことに伴い、全国センターを「センター本部」に変更している。

#### (4) 短時間労働者（パートタイム労働者）の中小企業退職金共済制度への加入促進

短時間労働者の中小企業退職金共済制度への加入を促進するため、通常の 5,000 円～30,000 円の掛金月額のほか、短時間労働者については、2,000 円～4,000 円の特例掛金月額も選択できることとしている（申込時に短時間労働者であることを確認できる書類の提出が必要）。

また、新たに制度に加入する事業主に対して掛金負担軽減措置があり、国が掛金月額の 1/2（従業員ごとに上限 5,000 円）を加入後 4 か月目から 1 年間助成する。特例掛金月額を選択する短時間労働者に対しては、さらに 300 円～500 円を上乗せして助成している。



## 4 多様で柔軟な働き方の推進・環境整備

### (1) 多様な正社員制度の普及促進

職務、勤務地、勤務時間を限定した「多様な正社員」制度は、労働者一人ひとりのワーク・ライフ・バランスと企業による優秀な人材の確保や定着につながるなど、労使双方にとってその効果が期待されることから、その普及を促進しているところである。

企業における「多様な正社員」制度の導入を促進するための取組として、セミナーや「多様な働き方の実現応援サイト」において企業の取組事例等を紹介するとともに、制度導入を希望する企業に対しては、社会保険労務士等の支援員による導入支援を行った。

### (2) テレワークやフリーランスなどの多様で柔軟な働き方の促進・環境整備

#### ① 雇用型テレワークの定着促進

企業等に雇用される労働者が行ういわゆる雇用型テレワークについては、適切な労務管理下におけるテレワークの導入・実施を進めていくことができるよう、令和3年3月に改定した「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」の周知を行っている。

また、「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」において、中小企業事業主に対してテレワーク用通信機器等の導入等に係る経費の助成を実施しているところである。

令和4年度以降、総務省と連携し、テレワークに関する労務管理とICT（情報通信技術）の双方についてワンストップで相談できる窓口を設置し、テレワークを導入しようとする企業等に対し総合的な支援を実施している。

#### ② 自営型テレワークの就業環境整備

発注者から委託を受け、情報通信機器を活用して自宅等で働くいわゆる自営型テレワークについては、自営型テレワークを行う方や発注者等を対象としたセミナーの開催などにより、令和6年8月に改定した「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知徹底を図っている。併せて、自営型テレワークに関する総合支援サイト「ホームワーカーズウェブ」において、自営型テレワークを行う方や発注者等に対し、自営型テレワークについての基礎的な知識、ノウハウ及びキャリア形成に資する情報等を提供している。

### ③ フリーランスの就業環境の整備

フリーランスとして安心して働ける環境を整備するため、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和 5 年法律第 25 号）が令和 6 年 11 月に施行された。同法の周知・広報に取り組むとともに、同法上のフリーランス（特定受託事業者）から同法の就業環境の整備義務違反に関する申出があった場合は、速やかに申出内容を聴取し、委託事業者に対する調査、是正指導等を行うなど、着実な履行確保を図っている。併せて、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省の連名で策定した「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」についても、引き続き周知・活用を図っている。

また、フリーランスと発注事業者等との取引上のトラブルについて、ワンストップで相談できる窓口（フリーランス・トラブル 110 番）において、引き続き迅速かつ丁寧な相談対応や紛争解決の援助を行っている。

## 5 家内労働対策の推進

家内労働法では、製造・加工業者や販売業者又はこれらの請負業者から委託を受け、主として労働の対償を得るために、原材料等の提供を受け、物品の製造、加工等に従事する者であって、他人を使用しないことを常態とする者を「家内労働者」と定義し、その労働条件の向上等を図るために必要な事項を定めている。これを受けて、厚生労働省では次の施策を推進している。

### (1) 家内労働手帳の交付の徹底

家内労働者の労働条件の確保や当事者間の紛争防止には、委託条件の文書明示が重要であるため、委託者に対して、工賃の支払方法その他の委託条件を記入した家内労働手帳を交付するよう指導を行っている。

### (2) 工賃支払いの確保

工賃は、原則として、通貨でその全額を、家内労働者から物品を受領した日から1か月以内に支払わなければならないと定められていることから、委託者に対して工賃支払いの確保を図るための指導を行っている。

### (3) 最低工賃の決定及び周知

工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため、一定の地域及び物品の製造・加工等の工程ごとに最低工賃が決定されている（令和6年12月末現在の最低工賃件数93件）。「第14次最低工賃新設・改正計画」（令和4年度～6年度）に基づき計画的に新設・改正等を行うとともに、決定された最低工賃の周知等の徹底を図っている。

### (4) 安全及び衛生の確保

危険有害業務に従事する家内労働者の安全及び衛生の確保のため、家内労働法の周知を図るとともに、指導を行っている。また、労災保険の特別加入制度の普及を図っている。

### (5) いわゆる「インチキ内職」の被害防止

高収入が得られるとして、高額の講習料を支払わせた上で、仕事の内容や収入については約束と違うといったいわゆる「インチキ内職」について、家内労働法上の問題がある場合には指導を行うとともに、内職希望者に対して注意を喚起し、被害の未然の防止に努めている。

## 6 女性の能力発揮促進のための援助

### 女性の能力開発等の支援

在職中の労働者に対して、多様なニーズに即した職業訓練を公共職業能力開発施設において実施しているほか、企業内における労働者の効果的なキャリア形成の促進を目的として、雇用する労働者に対して、一定の要件の下で、職業訓練の実施又は自発的な職業能力開発の支援を行う事業主等に対し、賃金及び経費の一部等を人材開発支援助成金として助成している。

また、労働者が主体的に能力開発に取り組むことを支援し、雇用の安定等を図るため、雇用保険の被保険者等が自ら費用を負担して厚生労働大臣の指定する教育訓練を受けた場合に、その教育訓練に要した費用の一部に相当する額を教育訓練給付金として支給することとしている。さらに、教育訓練給付金の給付率の上限を引き上げること（令和6年10月1日施行）や教育訓練を受けるために雇用保険被保険者が無給の休暇を取得した場合に、基本手当に相当する給付として、賃金の一定割合を支給する教育訓練休暇給付金を創設すること（令和7年10月1日施行）等の内容を含む、「雇用保険法等の一部を改正する法律」が令和6年5月に第213回通常国会において成立した。

加えて、育児等で離職した女性の再就職が円滑に進むよう、公的職業訓練においては、育児等で時間的制約のある女性も受けやすいeラーニングコースや託児サービス付きの訓練コース等を実施している。